

Ⅲ ちむぐくでともにつくる 福祉と健康のまち

社会福祉団体育成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○社会福祉団体育成事業

1億7万円

1. 南風原町社会福祉協議会への補助金 9,283万円

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

■南風原町社会福祉協議会の主な活動

①連絡調整活動

- ・社会福祉施設長連絡会の開催
- ・各種関係機関との連携

②調査研究及び広報・啓発活動

- ・委員会の開催(総務・財政委員会、企画・広報委員会)年3回
- ・低所得世帯の調査
- ・事業総括会議の開催(年2回)
- ・福祉サービス利用者満足度調査
- ・社協だより「ちむぐくる」毎月発行
- ・地域福祉懇談会の実施(5地区)

③低所得者福祉に関する事業(生活福祉資金貸付、助け合い金庫貸付、歳末たすけあい募金による年末激励金の支給、米券等の支給援助)

④高齢者福祉に関する事業(在宅介護支援センター事業、介護予防等事業の実施、友愛訪問事業、高齢者健康づくり推進事業、福祉機器貸出事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業)

⑤児童福祉に関する事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・こいのぼり掲揚式(町共催)
- ・子育て支援事業(子育てサロン・子育て講演会)

⑥障がい(児)者福祉に関する事業(障害福祉サービスの実施、地域生活支援事業の実施、障がい者スポレク交流事業、障がい者相談支援事業)

⑦ひとり親家庭福祉に関する事業(就労支援事業、母子福祉制度説明会)

⑧日常生活自立支援事業等の推進(日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業)

⑨福祉総合相談事業の実施

- ・ふれあい福祉相談室(一般相談・法律相談・司法書士相談)

⑩支えあうまちづくり事業

各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい助け合い活動を推進します。

- ・生活課題の把握と情報共有のシステムづくり

(1)コミュニティソーシャルワーカーの配置(各小学校区)

ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち

- (2) 福祉マップづくり
- (3) 見守り活動、生活支援活動
- (4) 移動相談所の設置
- (5) 企業等との見守り協定の締結及び連絡会の開催
- ・まちづくりサポートセンターの設置・運営
- (1) 提供会員、依頼会員の登録・斡旋

⑪地域支え合い体制づくり事業の実施

- ・支えあい・たすけあう地域づくり事業の実施
- (1) 地域づくり推進委員会の設置・運営
- (2) 福祉協力員の委嘱と活動支援
- (3) 住民の"絆"を深める事業・活動への支援(助成金交付)
- ・住民の交流拠点整備(施設改修)事業の実施
- ・地域づくりを支える人材育成事業の実施
- (1) 福祉協力員養成講座の開催
- (2) 地域づくり講座の開催
- (3) 各種ボランティア講座の開催

⑫小地域福祉ネットワークづくり推進事業

- ・推進地区の指定と活動支援(16ヶ所)
- ・ネットワーク連絡会の開催

⑬各種福祉団体の支援

⑭苦情解決事業の実施

⑮その他の事業

- ・災害等支援活動の実施(災害見舞金の支給)

2. その他の団体への補助金・負担金

沖縄県市町村総合事務組合負担金	8万円
町民生委員児童委員協議会補助金	716万円



国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

40億5,497万円

国民健康保険「国保」とは、自営業や農家、又は勤務先の健康保険に加入していない75歳未満の人が、病気やケガをしたとき安心して病院等の医療機関で治療が受けられるようにするための保険です。

加入者の誰もが、安心して平等に医療が受けられるように保険税を出し合い、いざというときの医療費にあてる「助け合い」の精神に基づいた制度です。

「国保」の運営は、加入者のみなさんが納めた保険税だけではなく、国や県、町も費用を負担しています。私たちの健康を守る大切な「国保制度」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。

※「国保」は、加入者に国保税を納めてもらい、医療費など決まった目的のために支出しています。このため町の一般会計とは切り離して、国民健康保険特別会計で運営しています。

★国保用語チェック！

一般被保険者：勤務先の健康保険、各種共済組合や後期高齢者医療制度に加入していない75歳未満の被保険者

退職被保険者：退職して国保に加入した方で、会社や共済組合など他の保険に一定期間加入し、厚生年金や各種共済組合などの年金を受給できる65歳未満の被保険者。(この制度は平成26年度で終了していますが、平成27年3月末日までに退職被保険者となっている方は、65歳になるまで引き続き適用されます。)

後期高齢者：75歳以上の方

1. 医療諸費 …… 22億6,664万円

病気やけがなどにより病院等の医療機関で診察や治療を受けると、病院で直接支払う個人負担割合は医療費の3割で、残りの7割は病院からの請求により町の国保会計から支払います。

なお、70歳以上の方は所得等に応じて1割・2割、又は3割の個人負担割合となり、未就学児は2割の個人負担となります。

<主な経費>

- 一般被保険者療養給付費 …… 22億3,768万円
一般の被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。
- 退職被保険者等療養給付費 …… 786万円
退職被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。



健康づくりの推進

- ・ 一般被保険者療養費 …… 1,378万円

一般被保険者が、やむを得ない理由で保険証を持たずに病院で診察や治療を受けると、医療費の全額を自己負担することになりますが、その後、町国保窓口で療養費支給申請の手続きを行えば、かかった医療費の保険者負担分を支給します。また、柔道整復やはり・きゅうの施術を受けたとき、コルセット等の装具を購入した場合も療養費として支給されます。

- ・ 退職被保険者療養費 …… 9万円

退職被保険者も、一般の被保険者と同様の手続を行い療養費を支給します。

- ・ 審査支払手数料 …… 723万円

診療報酬の審査支払手数料は、委託先の沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。

2. 高額療養費 …… 3億6,450万円

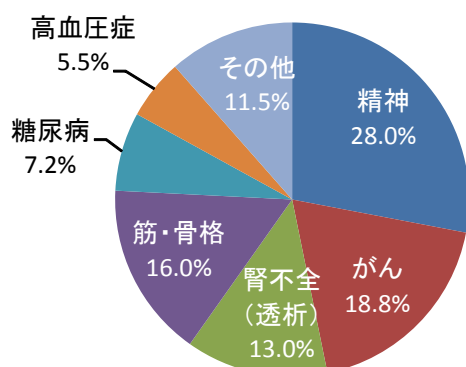
医療費の自己負担額が、診療を受けた月単位で一定金額を超えた場合は、その超えた額を町の国保会計から支給し、保険加入世帯の負担を軽減します。支給を受けるには、限度額認定証の発行や払戻(払戻の該当者には役場から後日通知します。)の申請手続が必要です。

<主な経費>

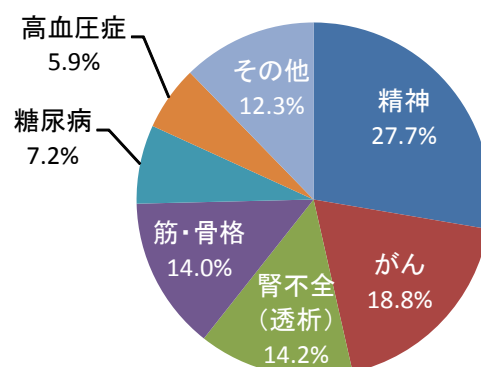
- ・ 一般被保険者高額療養費 …… 3億6,288万円
- ・ 退職被保険者等高額療養費 …… 108万円
- ・ その他 …… 54万円

医療費分析

南風原町



沖縄県



※医療費の割合(平成29年度) 最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む。

3. 出産育児諸費 …… 2,760万円

国保加入者に子どもが産まれたとき、出産育児一時金として42万円を支給します。直接支払制度の利用や役場での差額支給の申請が必要です。

＜主な経費＞

- ・ 出産育児一時金 …… 2,759万円
- ・ その他 …… 1万円

4. 葬祭諸費 …… 70万円

国保に加入している方がなくなったときは、葬祭を行った者に2万円支給します。受給するには役場での申請手続きが必要です。

＜主な経費＞

- ・ 葬祭費補助金 …… 70万円

5. 国民健康保険事業費納付金 …… 12億1,661万円

沖縄県単位化により沖縄県へ負担する納付金です。沖縄県は各市町村毎に、過去3カ年分の医療費を元に算出する医療費指数と所得指数に応じ事業費納付金が設定されます。市町村は事業費納付金を納付することによって、すべての医療諸費が交付されることになり、毎年の医療費の支出が安定することになります。

6. 健康づくり事業 …… 4,383万円

国保へ加入している方に、医療費以外に特定健康診査・特定保健指導や健康管理に対する支援を行います。加入している方の健康意識を高め、病気の予防や早期発見などにより健康増進を図ります。

① 特定健康診査等事業 …… 3,663万円

特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診・保健指導を行います。

＜主な経費＞

- ・ 特定健康診査等委託料 …… 2,343万円
- ・ 嘱託員報酬 …… 950万円
- ・ その他の経費 …… 370万円



健康づくりの推進

特定健診・特定保健指導の目標と実績

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
特定健診 受診率	目標	50.0%	50.0%	65.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%
	実績	42.1%	42.1%	44.9%	48.1%	46.9%	48.0%	43.9%	42.2%	
特定保健 指導 実施率	目標	40.0%	40.0%	45.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	60.0%
	実績	47.6%	47.6%	62.4%	74.1%	65.9%	74.4%	84.0%	85.0%	

※目標は、国が定めた目標(平成20～24年度までに受診率65.0%・実施率45.0%、平成25～29年度までに受診率60.0%・実施率60.0%、平成30年～令和5年度までに受診率60.0%・実施率60.0%)に合わせて、南風原町特定健診等実施計画より設定したものを記載しています。

※実績は、法定報告値(国に報告するために算出した受診率と実施率)を記載しています。平成30年度は法定報告がまだの為、受診率実績・実施率実績を記載していません。

② 健康づくり事業 …… 98万円

健康づくりや疾病予防のために骨粗しょう症検診やはり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術に対する支援を行います。

<主な経費>

- ・ 骨粗しょう症検診補助金 …… 17万円
- ・ はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金 …… 81万円

項 目	対 象 者	補 助 額
骨粗しょう症検査	南風原町国民健康保険加入者で40歳以上の方	840円
はり・きゅう あん摩マッサージ	南風原町国民健康保険に加入している方	1枚800円 (年12枚)

③ 訪問指導・保健衛生普及事業 …… 448万円

特定健診等の受診者のうち、生活習慣病およびメタボリックシンドロームやその予備群など、その他必要な方に対し、自分自身の体の状態が理解でき、病気の予防・改善や健康づくりに取り組めるように、保健師や管理栄養士が相談などをおして支援します。

<主な経費>

- ・ 保健師嘱託員報酬 …… 262万円
- ・ 検査委託料 …… 55万円
- ・ 電子機器使用料 …… 57万円
- ・ その他の経費 …… 74万円

④ 医療費通知事業 …… 174万円

7. 保険税収納率向上特別対策事業 …… 874万円

国保加入者に、国保を理解してもらい、国保税の納付率を向上させて、財政の健全化を図ります。納付嘱託指導員を4名配置し、国保加入者への納付指導や口座振替を促進し納付率の向上を図ります。また国保税システムを活用して、国民健康保険への加入や脱退の管理や納付状況の把握を行います。

<主な経費>

- ・ 納付指導員報酬(4名) …… 864万円
- ・ その他の経費 …… 10万円

8. その他の経費(人件費等) …… 1億2,635万円

国保加入者数及び保険税納付率推移

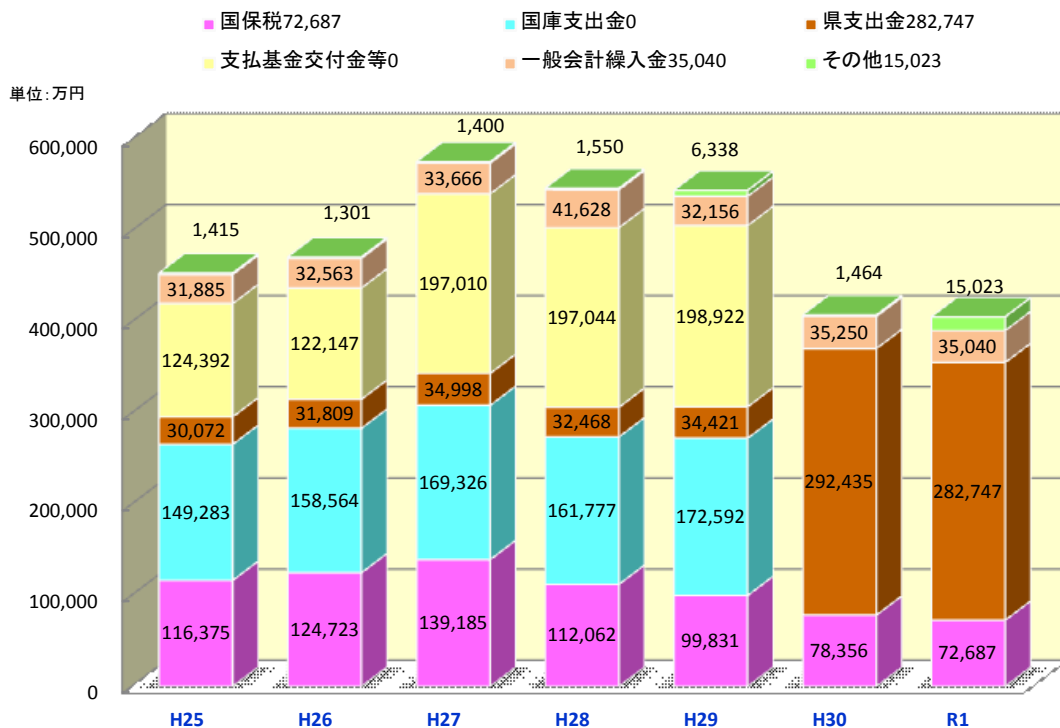
年度	世帯数	加入者数(人)			税額 (万円)	納付率 (%)
		一般	退職	合計		
H20	5,167	10,812	412	11,224	67,055	94.92
H21	5,163	11,016	290	11,306	68,478	94.41
H22	5,175	10,943	249	11,192	67,094	95.11
H23	5,265	10,820	372	11,192	67,074	95.22
H24	5,344	10,641	500	11,141	66,391	95.61
H25	5,343	10,450	498	10,948	66,901	96.63
H26	5,333	10,351	437	10,788	68,244	97.03
H27	5,266	10,059	342	10,401	66,272	97.31
H28	5,143	9,756	200	9,956	63,498	97.11
H29	5,054	9,401	107	9,508	63,835	97.89

※上記の世帯数、加入者数は各年度ごと平均の数値となります。

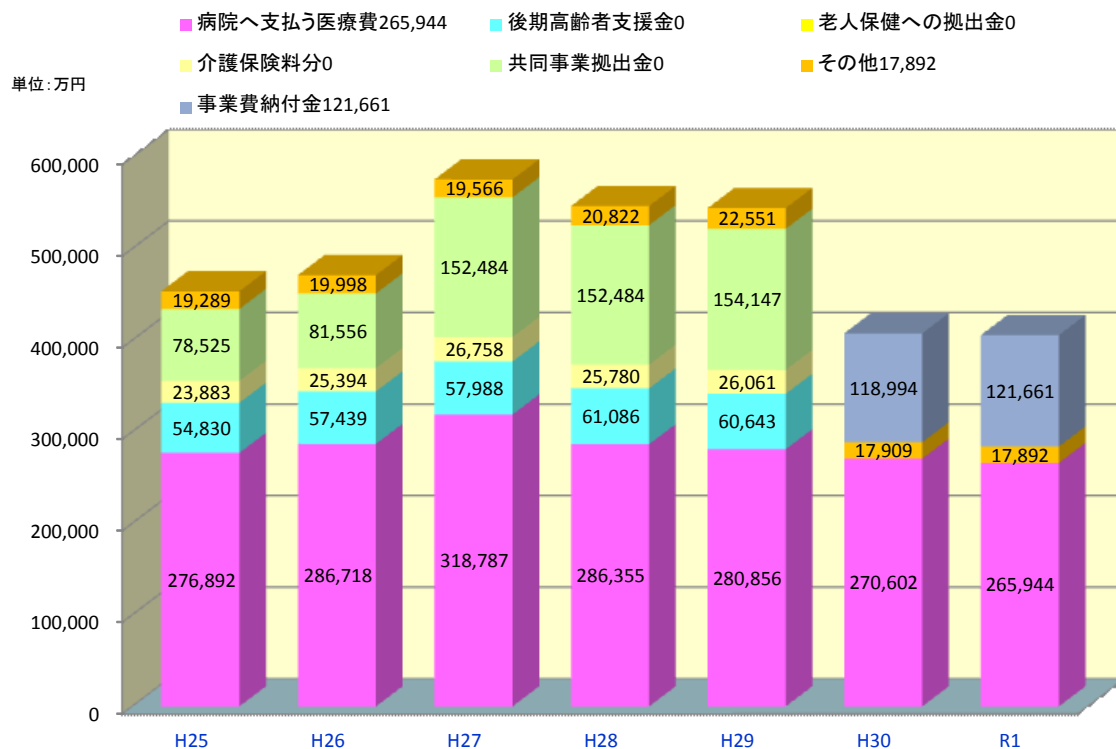
※上記納付率は、現年分納付率となります。

健康づくりの推進

令和元年度国民健康保険特別会計当初予算(収入)



令和元年度国民健康保険特別会計当初予算(支出)



国民健康保険特別会計繰出金(一般会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険特別会計繰出金

3億5,040万円

国保事業の円滑で適正な運営に役立てるため、また国保財政の健全性を図るために一般会計から、国保特別会計に対し繰出しています。

1. 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億1,139万円

低所得世帯の、保険税を軽減(2割、5割、7割)する制度があります。その軽減した額を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億1,139万円
- ・ 財源の内訳 県 …… 8,354万円
町 …… 2,785万円

2. 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 6,799万円

国保の保険税は、世帯の所得などで決められます。また、保険税額は市町村が決定するため市町村により額の違いがあります。そのため、市町村によって国保税の収入に格差があり、国保会計の財政力に違いがでてきます。国保財政の健全化を図ることや、保険税が市町村で大きな較差が生じないように、一般会計から繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 6,799万円
- ・ 財源の内訳 国 …… 3,400万円
県 …… 1,699万円
町 …… 1,700万円

3. 職員給与費等繰出金 …… 1億1,073万円

国保年金課の職員の人件費や事務費などの支出のため、一般会計より繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 職員給与費等繰出金 …… 1億1,073万円

4. 出産育児一時金繰出金(制度的繰入金) …… 1,839万円

国保加入者が出産した場合に国保特別会計から42万円を出産育児一時金として支給します。支給する42万円の2/3(町負担分)を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 出産育児一時金繰出金 …… 1,839万円

5. 財政安定化支援事業繰出金 …… 4,190万円

国保特別会計の財政基盤の安定を図るために、国保税の軽減世帯数や町内病院の病床数、

健康づくりの推進

高齢者数などの数値を基に計算して、町負担分を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 財政安定化支援事業繰出金 …… 4,190万円



高齢者医療対策費

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○高齢者医療対策事業

3億2,633万円

沖縄県後期高齢者医療広域連合等に、後期高齢者医療広域連合負担金(市町村定率負担金)及び後期高齢者事業費等繰出金(事務費、保険料保険基盤安定負担金)などの、経費を負担しています。

＜主な経費＞

後期高齢者生活習慣病重症化予防看護師嘱託員報酬	231万円
後期高齢者生活習慣病重症化予防事務費	3万円
後期高齢者生活習慣病重症化予防専用車リース料	41万円
後期高齢者医療給付費負担金	2億3,488万円
後期高齢者はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金	38万円
後期高齢者医療広域連合負担金	1,874万円
後期高齢者医療特別会計事務費繰出金	989万円
後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)	5,969万円

婦人がん検診事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○婦人がん検診事業

1,185万円

町では、婦人がん検診を集団検診及び個別検診で行っています。

<主な経費>

婦人がん検診委託料金 1,104万円 その他の経費 81万円

1. 集団検診 … 町が指定した日時、場所にて行う検診です。
 対象者 子宮がん……南風原町に住んでいる、20歳以上の女性
 乳がん ……南風原町に住んでいる、50歳以上の女性
 実施期間 : 令和元年8月5日、28日、9月6日(年3回実施)
 場 所 : ちむぐる館
2. 個別検診 … 町が契約した指定医療機関にて行う検診です。
 実施期間 : 平成31年4月1日～令和2年3月31日
 場 所 : 各指定医療機関

※契約医療機関

- ・沖縄県健康づくり財団・沖縄第一病院・南部徳洲会病院・与那原中央病院・とよみ生協病院
- ・豊見城中央病院附属健康管理センター・那覇市立病院健診センター・沖縄赤十字病院

3. がん検診推進事業

がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、次表の年齢の女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図ります。

【 子宮頸がん無料クーポン券対象年齢 】

年齢	生年月日
20歳	平成10年4月2日～平成11年4月1日
25歳	平成 5年4月2日～平成 6年4月1日
30歳	昭和63年4月2日～平成元年4月1日
35歳	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
40歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日

【 乳がん無料クーポン券対象年齢 】

年齢	生年月日
40歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
45歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
50歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
55歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
60歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日

健康づくりの推進

住民健診(健康診査)事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○住民健診(健康診査)事業

2,594万円

町民の健康増進を図るため、20歳から40歳未満の方で学校・職場などで健康診査を受けられない方や生活保護受給者を対象に、基本健康診査(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)を全額補助しています。40歳以上の方は、人間ドック、胃・肺・大腸のがん検診の検査料金の補助を受けられます。

<主な経費>

基本健康診査委託料金 … 314万円

(個別町負担額1人:6,892円、集団町負担額1人:6,378円)

胃がん検診委託料 … 844万円 (バリウム補助額:4,100円)

肺がん検診委託料 … 806万円 (レントゲン補助額:1,500円、喀痰補助額:2,300円)

大腸がん検診委託料 … 430万円 (検便補助額:1,900円)

歯周疾患検査委託料 … 7万円 (検査補助額:800円)

その他 … 193万円



令和元年度 南風原町集団健診日程

健診日		電話予約日	受付時間	健診会場	対象区域	胃がん 検診
6月4日	火	4/24(水) 4/25(木) 4/26(金)	8:30~10:00	ちむぐる館	与那覇・新川 東新川 山川・兼本ハイツ	○
6月10日	月		8:30~10:00		宮城・宮平	○
7月3日	水	5/30(木) 5/31(金) 6/3(月)	8:30~10:00	津嘉山地域 振興資料館	津嘉山	○
7月9日	火		8:30~10:00	ちむぐる館	兼 城	○
8月18日	日	7/22(月) 7/23(火)	8:30~10:00		全区域	○
8月26日	月	7/31(水) 8/1(木) 8/2(金)	8:30~10:00		大名・慶原 北丘・宮平ハイツ 第一・第二団地	○
9月3日	火		8:30~10:00		本部・喜屋武 照屋・神里	○
10月20日	日	9/19(木) 9/20(金)	8:30~10:00		全区域	○
11月3日	日	10/7(月) 10/8(火)	8:30~10:00		全区域	○
11月19日	火	10/21(月) 10/22(火)	18:00~19:30		ナイト健診	×
1月26日	日	1/7(火) 1/8(水)	8:30~10:00		全区域	○

※予約電話:889-6492 (健康づくり財団)

令和元年度 婦人がん集団検診日程

健診日		電話予約日	受付時間	検診会場
8月5日	月	7/1(月)~ 7/26(金)	14:00~15:00	ちむぐる館
8月28日	水			
9月6日	金			

※予約電話:889-1798 (国保年金課)

健康づくりの推進

後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○後期高齢者医療事業

2億9,774万円

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川在)が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行っています。

<主な経費>

後期高齢者医療広域連合納付金 … 2億8,692万円
その他(人件費・等) … 1,082万円

★Pointチェック

国民全ての人が、75歳の誕生日の当日からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。また65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方も対象となります。

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、被保険者となる全員が1人ひとり保険料を納めることになります。

令和元年度は、昭和19年生まれの方が、誕生日の日から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。

◎ 自己負担割合

医療機関で支払う自己負担は、所得区分によって異なり下の表のとおりです。

区 分	区分Ⅰ	区分Ⅱ	一般	区分Ⅰ(現役並み所得者)	区分Ⅱ(現役並み所得者)	区分Ⅲ(現役並み所得者)
負担割合	1割	1割	1割	3割	3割	3割

◎ 保険料の決め方

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で算定されます。

均等割額	+	所得割額	=	保険料
48,440円		(所得－330,000円)×8.8%		(上限は62万円)

※ 低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

・ 均等割額保険料 … 2割軽減 ・ 5割軽減 ・ 8.5割軽減 ・ 9割軽減

介護予防事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○介護予防事業

3,574万円

1. 一般高齢介護予防通所事業(地域型) 1,017万円

地域の公民館・集会所・ちむぐる館(中央型)を拠点にして健康チェック・レクリエーション・介護予防運動・趣味活動(グラウンドゴルフ、健康講話、手工芸など)を提供し、おとしよりの生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消や自立した生活の支援を行います。又、各地域で活動しているみなさんとボランティアが一堂に会し、ミニデイサービス利用者交流会を1年に1回開催しています。

主な経費 一般高齢介護予防通所事業委託料 1,017万円
17の自治会で実施しています。

実施施設 : 「各自治公民館・集会所」



▲地域ミニデイサービスのようす(宮城)



▲中央型ミニデイのようす(ちむぐる館)

2. 食の自立支援サービス事業(配食サービス) 350万円

自宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送ることができるために、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康の維持を図ると共に、安全の確認をするなど生活の支援を行います。

主な経費 食の自立支援サービス事業委託料 350万円

対象者 : おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯やこれに準ずる世帯の高齢者等かつ調理が困難な方で支援が必要だと認めた方。

内 容 : 月曜から金曜、昼食、夕食で必要な範囲で決定。(年末年始除く)

利用料 : 1食 300円

3. 高齢者水中運動教室 462万円

膝・腰などの関節に疾患がある方等を対象に、水中運動による症状改善を目的として、高齢者水中運動教室を開催します。

主な経費 一般介護予防事業 水中運動教室委託料(一般クラス、2教室) 59万円
一般介護予防事業 水中運動教室委託料(フォローアップクラス)(通年) 230万円
介護予防・生活支援サービス事業 水中運動教室委託料(通年) 173万円
(要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方)

健康づくりの推進

4. 運動機能向上事業 講師謝礼金 76万円

【一般介護予防事業 訪問型サービス事業】

保健師・看護師・運動指導士・リハビリテーション職の専門職が、要介護状態及び要支援状態になるおそれのある高齢者の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施することにより、要介護状態等になることを予防し自立した生活を送れるよう支援します。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 38万円

【一般介護予防事業:地区公民館】

運動習慣を身につけ、筋力柔軟性の向上を図ることで要介護状態となることを予防するため、自主活動の1地区へ、月2回運動指導士等を派遣して指導しています。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 38万円

5. 介護予防リーダー養成講座(基礎編) 講師謝礼金 5万円

高齢者の加齢に伴う生活や心身の変化と介護予防の重要性についての講話やがんじょう体操等の実技指導を行うこと等で、介護予防の担い手として活動する地域の介護予防リーダーを養成し、自主的な介護予防活動を図ることを目的とします。専門家による講話や実技指導を実施します。

主な経費 講師謝礼金 5万円



介護予防リーダー養成講座のようす

6. リハビリテーション専門職謝礼金 47万円

地域における介護予防の取組みを機能強化し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者の自立支援に対する取組みを推進します。

主な経費 リハビリテーション専門職謝礼金 47万円

7. 操体事業 講師謝礼金 24万円

介護予防を目的とした健康体操の一つとして、操体法の講師を派遣して指導しています。

主な経費 操体事業講師謝礼金 24万円

実施場所 町総合保健福祉防災センター(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)
津嘉山児童館(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)

8. 運動機能向上事業 430万円

一般介護予防事業は、高齢者の介護予防を促進するため、専門の事業者が安全かつ効率的に運動プログラムで指導します。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、個々に合わせたプログラムを作成し、健康運動指導士等の専門員による自重負荷運動やマシントレーニング等を指導、週2回で3ヶ月程度実施します。

主な経費 一般介護予防事業

イ. 筋力トレーニング教室(一般・フォローアップ)(通年)委託料 216万円

ロ. サーキットマシントレーニング教室委託料 41万円

介護予防・生活支援サービス事業

筋力トレーニング教室(通年)委託料 173万円



▲運動機能向上事業(一般介護予防事業)

「NB沖縄」

9. 総合事業プラン作成委託料 389万円

要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

主な経費 総合事業プラン作成委託料 389万円

10. その他、介護予防事業 774万円

介護予防事業実施をスムーズに行うため保健師、看護師を配置し各種介護予防事業を実施していきます。

主な経費 介護予防事業保健師・看護師報酬等 774万円

健康づくりの推進

認知症施策推進事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○認知症施策推進事業

249万円

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の容体の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療・介護などが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に事業を推進します。

1. 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図る為の取り組みを推進するための、中心的な役割として認知症地域支援推進員の配置を行います。

具体的には以下の業務を行います

- ①認知症の人やその家族を支援する相談や関わり方の指導
- ②認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ③認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供

主な経費 看護師嘱託員報酬(認知症地域支援推進員) 231万円

2. 認知症初期集中支援チームの設置

専門医・専門職で構成するチームで、認知症の人やその家族に早期に関わり、認知症の早期診断・対応に向けて支援を行う事業です。

主な経費 認知症初期集中支援チーム等設置促進事業委託料 18万円

介護保険運営事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○介護保険運営事業

3億3,554万円

南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し運営されています。介護保険広域連合が安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。

主な経費

沖縄県介護保険広域連合負担金	3億3,370万円
(介護保険給付費等 3億1,309万円 予防給付費等 2,061万円)	
窓口受付業務臨時職員・その他の経費	184万円



【沖縄県介護保険広域連合】 <http://www.okinawa-kouiki.jp/index.html>

広域連合では、29市町村が一つの大きな組織を作ることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島などサービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

平成30年度から65歳以上の方（第1号被保険者）の年間保険料が改定されました。

3年ごとに見直しを行う第1号被保険者のランク地域、保険料が下記のとおり改定されています。南風原町は、平成30年度から令和2年度までは第1ランク地域となっています。

ランク地域(H30～R2)

第1ランク地域

南風原町・南大東村・北大東村・宜野座村・読谷村

第2ランク地域

北中城村・西原町・豊見城市・北谷町・東村・伊江村・八重瀬町

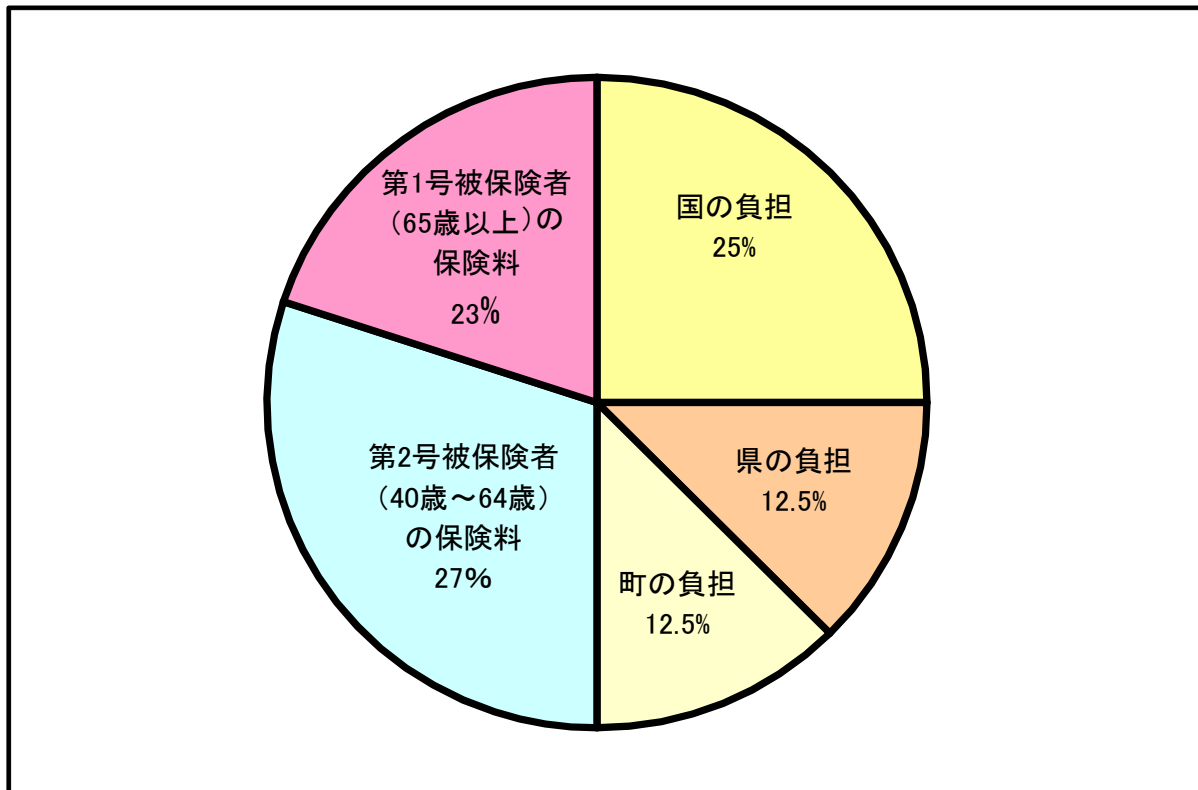
第3ランク地域

金武町・南城市・本部町・嘉手納町・渡嘉敷村・与那原町・国頭村・中城村・久米島町・伊平屋村・恩納村・今帰仁村・渡名喜村・大宜味村・伊是名村・座間味村・粟国村



65歳以上の方（第1号被保険者）の年間保険料（H30～R2）

段階	対 象 者	保険料年額		
		第1ランク (南風原町)	第2ランク	第3ランク
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	37,014	39,111	45,382
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	55,521	58,667	68,073
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	55,521	58,667	68,073
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円以下の方	66,625	70,400	81,687
第5段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円を超える方	74,028	78,223	90,764
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	88,833	93,867	108,916
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	96,236	101,689	117,993
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	111,042	117,334	136,146
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	125,847	132,979	154,298
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	133,250	140,801	163,375
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	140,653	148,623	172,451
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	148,056	156,446	181,528



介護保険の負担割合グラフ
(保険料50%、公費50%)

新生児妊産婦訪問指導事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○新生児妊産婦訪問指導事業

140万円

助産師または保健師が、初妊婦・初産婦さんや生後1カ月前後の赤ちゃんのいる家庭を訪問します。主に第1子を訪問していますが、第2子以降で希望する方にも実施しています。産前産後の体調や子育ての相談にご活用ください。

主な経費

新生児訪問及び

妊産婦訪問指導委託料 140万円



健康づくりの推進

未熟児養育医療事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○未熟児養育医療事業

540万円

身体の発育が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。医療費は世帯の所得課税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

主な経費

未熟児養育医療費 540万円

1歳6ヶ月児健康診査事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○1歳6カ月児健康診査事業

214万円

1歳7カ月～8カ月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は1.身体計測 2.貧血検査 3.歯科医診察 4.歯科衛生指導 5.小児科医診察 6.栄養相談 7.保健相談となっています。お子さんの発育・発達を共に確認しながら、学習できる場となっています。

主な経費

医師等謝礼金 140万円

健診委託料 53万円

通信運搬費等 21万円



3歳児健康診査事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○3歳児健康診査事業

288万円

3歳5カ月～7カ月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師などによる総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。健診の内容は、1.尿検査 2.身体計測 3.視力検査 4.歯科医診察 5.小児科医診察 6.歯科衛生指導 7.栄養相談 8.保健相談となっています。

お子さんの成長発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

医師等謝礼金	55万円
健康診査委託料	207万円
消耗品など	26万円



妊婦一般健康診査事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○妊婦一般健康診査事業

5, 255万円

妊婦健診の公費負担は最大14回です。

～健やかな妊娠・出産のために妊婦健診を受けましょう～

妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦さんの経済的負担を軽減する目的で、平成21年度から公費負担回数が最大14回に拡大されました。妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。さらに平成23年度より、新たな検査項目(クラミジア抗原検査・HTLV-1抗体価検査)も公費助成の対象となり、従来に比べて検査項目も充実していますので、定期的な健診を心がけましょう。

また、県外での里帰り出産を希望する妊婦さんにも公費負担で健診が受けられるように、妊婦健康診査費用の助成をおこなっています。

対象: 南風原町に住民票がある妊婦

主な経費

健康診査委託料	5, 195万円
助成金	34万円
消耗品など	26万円

健康づくりの推進

妊婦健康診査内容及び公費負担額等

妊娠週数	妊娠月数	望ましい健診時期	公費健診受診時期	健 診 内 容
8～11	3ヶ月	4週間に1回	1回目	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(血液型検査、貧血検査、血糖検査、HBs抗原検査、HCV抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体検査、HIV抗体検査、クラミジア抗原検査) 3. 子宮頸がん検査 4. 超音波検査
12～15	4ヶ月		2回目	1. 基本的な健康診査
16～19	5ヶ月		3回目	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査
20～23	6ヶ月		4回目	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査
24～25	7ヶ月	2週間に1回	5回目	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血、血糖検査) 3. 超音波検査 4. HTLV－1抗体価検査
26～27			6回目	1. 基本的な健康診査
28～29	8ヶ月		7回目	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査
30～31			8回目	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査) 3. 超音波検査
32～33	9ヶ月		9回目	1. 基本的な健康診査
34～35			10回目	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査
36	10ヶ月	1週間に1回	11回目	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、GOP・GPT) 3. 帯下培養 4. 超音波検査
37			12回目	1. 基本的な健康診査
38			13回目	
39			14回目	

※「健診受診時期」については、1回目を8週で受診した場合の例です。

※「1. 基本的な健康診査」では、問診等による健康状態の把握、体重測定、血圧測定、尿検査等の定期検査、保健指導が行われます。

※上記それぞれの検査については、公費負担により無料で受診することができますが、項目以外の検査料は自己負担となります。

…例えば、超音波検査がない2回目、6回目、9回目、12～14回目で超音波検査を受けた場合の検査料金は自己負担になります。

※親子(母子)健康手帳交付時の週数に応じて必要な回数の受診票が発行されます。

(4, 5, 8, 11回目の受診票には有効期限が設けられています。妊娠がわかったら早めに親子健康手帳の交付を受けましょう。)

乳児一般健康診査事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○乳児一般健康診査事業

758万円

1歳未満の乳児を対象に前期(生後4ヶ月頃)と後期(生後10ヶ月頃)に各1回、身体測定や貧血検査(後期のみ)、小児科医による診察や保健師・栄養士による相談をおこない、乳幼児の発育・発達について保護者と一緒に確認します。毎月1回実施しています。

主な経費

健康診査委託料 703万円

消耗品など 55万円



長寿県復活 食の応援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○長寿県復活 食の応援事業

344万円

「健康長寿おきなわ」の復活に向けて、町民へ県や町の食習慣の実態や課題を伝え、生活習慣病の発症や重症化を予防するために食習慣の改善方法を提供していきます。事業内容としては小学5年生・中学2年生への生活習慣病予防健診を実施します。

主な経費

- ・学童生活習慣病予防健診委託料 332万円
- ・通信運搬費 12万円



予防接種事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○予防接種事業

1億6,566万円

1 乳幼児や児童・生徒の予防接種

予防接種は、病原体からつくられたワクチンを接種することによって、免疫をつくるものです。大部分の感染症は一度かかると、その病気に対する免疫ができます。同様に感染症の原因となる病原体(ウィルスなど)の毒性を弱めたワクチンを接種することにより、病気にかからないように免疫をつくり、お子さんを感染症から守ることができます。

乳幼児や児童・生徒の予防接種は、個別(指定病院)で実施します。対象となるお子さんの保護者へ個別に通知します。

①子どもの予防接種の種類(自己負担はありません)

☆不活化ポリオ(小児マヒ)

- 対象年齢: 生後3カ月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、1年後に1回追加
- 接種期間: 通年
- 1人当たり経費: 10,729円



☆MR(麻しん(はしか)・風しん(三日はしか))

- 対象年齢: 1期は、1歳～2歳未満。2期は、5歳～7歳で小学校就学前の1年間。
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 各年齢とも対象年齢期間中に1回接種
- 接種期間: 通年
- 1人当たり経費: 11,431円

※1期・2期の対象年齢時に接種機会を逃した方へ行政措置による公費(無料)助成を行っています。

健康づくりの推進

☆四種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ)

- 対象年齢:生後3カ月～7歳半未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:初回3回接種後、1年後に1回
- 接種期間:通年
- 1人当たり経費:11,971円

☆DT(ジフテリア・破傷風)2期

- 対象年齢:小学6年生
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回
- 接種期間:通年
- 1人当たり経費:5,292円

☆BCG(乳幼児結核)

- 対象年齢:生後5カ月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回
- 接種期間:通年
- 1人当たり経費:8,083円

☆ヒブワクチン

- 対象年齢:生後2カ月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1人当たり経費:9,315円

☆小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象年齢:生後2カ月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1人当たり経費:12,688円

☆水痘(みずぼうそう)

- 対象年齢:1歳～3歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回接種
- 接種期間:通年
- 1回当たり経費:9,703円

☆日本脳炎

- 対象年齢:1期3歳～7歳半未満、2期9歳～13歳未満・18歳。その他特例措置等。
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1期初回2回・1期追加1回、2期1回
- 接種期間:通年
- 1人当たり経費:8,353円

☆子宮頸がんワクチン

○対象年齢: 中学1年生～高校1年生(3回接種)、○1人当たり経費: 1回16,383円

※「積極的な接種勧奨の差し控え」のため、通知はしていません。

希望される方には通知致します。(自己負担はありません。)

☆B型肝炎ワクチン

○対象年齢: 生後2カ月～1歳未満

○接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数: 3回接種 ○接種期間: 通年 ○1人当たり経費: 7,416円

※ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外です。

2 高齢者の予防接種

☆高齢者インフルエンザ予防接種

○対象年齢: 65歳以上

○接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数: 1回 ○接種時期: 10月初旬から翌年の2月末日

○1人当たり経費: 5,296円

※自己負担はありません。対象者には個別に通知します。

☆高齢者肺炎球菌

○対象年齢: 今年度で65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方

○接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数: 1回 ○接種時期: 通年 ○1人当たり経費: 4,566円

※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。

※自己負担額: 4,000円。対象者には個別に通知します。

主な経費

医師への予防接種委託料 1億6,192万円

予防接種通知の経費 130万円

その他の経費 244万円



※予防接種を受けるとその病気にかかりにくくなったり、かかっても重症になることを防ぐことができます。また、受ける方が多ければ多いほど流行を防ぐことができます。そのため、たくさんの方に接種していただけるよう、町では予防接種(高齢者肺炎球菌を除く)の自己負担を免除し、病気の予防活動につなげています。

子ども・子育て支援の充実

宮平保育所運営事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○宮平保育所運営事業

3,480万円

町立宮平保育所は唯一の町立保育所です。働く保護者に代わってお子さんをお預かりし、子どもたちが保育所の中で楽しく生活できるよう、安全面にも気をつけて保育を行っています。

町立宮平保育所と法人保育園は、ともに国の基準を満たしており保育内容について違いはありません。多様化する保育ニーズに応えていく取り組みや、特別な支援を必要とする子どもへの適切な対応など、町立保育所が先駆けとなって取り組むことで、法人保育園の模範となる役割も担っています。



▲「おじいちゃん・おばあちゃん♡だあいすき」



▲「いらっしゃいませ〜！」お店屋さんごっこ

○主な経費

調理師報酬・臨時職員賃金

2,386万円

日常の保育業務を行う臨時職員(保育士)や、非常勤の調理員を雇用しています。

給食材料費

500万円

栄養のバランスがとれた園児の給食・おやつ・ミルクの賄材料代です。

光熱水費

243万円

保育所を運営するにあたって必要な電気・水道・ガスの使用料金です。

その他の費用

351万円

保育所を運営するにあたって必要不可欠な行事費、事務用品費、健康診断料、施設の修繕費、電話料金、保険料、衛生管理的な経費となります。

認可保育園事業・補助(保育所運営費)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・補助(保育所運営費)

19億6,625万円

保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産などの理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。町では、その要望に応えるために町内法人(認可)保育園14ヶ所及び町在住児童が通う町外認可保育園に対して町から補助金を助成し、保育の充実を図ります。

★Pointチェック!

法人(認可)保育園とは園の広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた基準をクリアして認可された保育園です。また、法人(認可)保育園は、保育料の他、国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

各園への補助金額(※主食費含む)

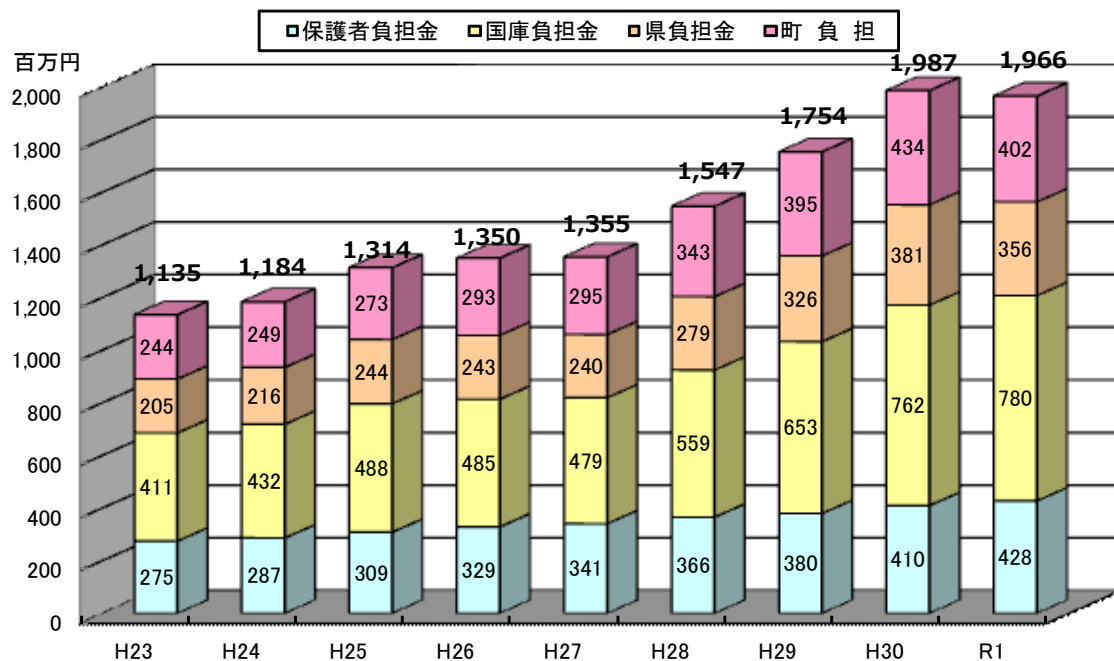
津嘉山保育園	1億7,297万円
かねぐすく保育園	1億2,483万円
南風原はなぞの保育園	1億6,561万円
若夏保育園	1億4,792万円
みつわ保育園	1億5,186万円
さんご保育園	1億9,706万円
はえばる保育園	1億9,803万円
マイフレンズ保育園	1億0,895万円
ていだ保育園	1億4,777万円
なのはな保育園	1億4,803万円
よなは保育園	1億1,881万円
やまがわ保育園	1億0,160万円
ももの木保育園	9,921万円
南風原やまびこ保育園	7,701万円
町外認可保育園	659万円
合 計	19億6,625万円



▲スターフルーツおいしいな♪

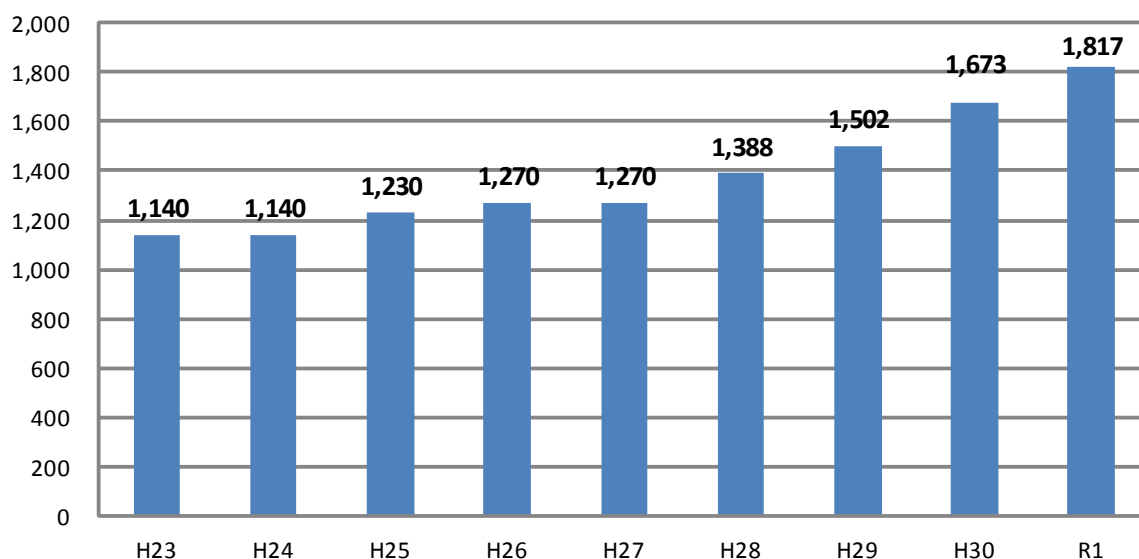
子ども・子育て支援の充実

認可保育園事業・補助(保育所運営費)年度別当初予算一覧表



▲認可保育園運営費補助金(主食費含む)年度別・財源別グラフ

南風原町 保育所定員推移グラフ(4月1日時点)



▲ 南風原町保育所(園)年度別定員数グラフ(法人・地域型保育施設、認定こども園(2号認定)合算分)

延長保育促進事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○延長保育促進事業

2, 325万円

延長保育は、仕事などにより定刻の時間に保育園へ乳幼児の迎えができない保護者に対応するために、午後6時から午後7時まで延長して保育を行う事業です。町内にあるすべての法人保育園(認可保育園・県)・小規模保育施設(町認可)で実施します。町は、延長保育事業に対して法人保育園等へ補助金を助成し保育の充実を図ります。

主な経費

延長保育促進事業補助金 2, 325万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲こいのぼり おおきいね～！



▲やさいも おいしいね～！

障がい児保育事業(町単独事業)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○障がい児保育事業(町単独事業)

2, 784万円

障がい児の発達と障がい児保育の総合的な推進を図るため、原則として集団保育が可能な障がい児などの保育を実施する事業です。町内では、町立宮平保育所及び法人保育園(認可保育園・県)で実施します。町は、障がい児保育事業を行う法人保育園に対して補助金を助成し、障がい児保育の充実を図ります。

主な経費

法人保育園障がい児保育実施補助金 2, 784万円



▲おいしくな～れ！

子ども・子育て支援の充実

一時保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○一時保育事業

988万円

一時預かり(保育)事業は、保護者の仕事、職業訓練、就学等により週3日又は、月15日以内を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童や、保護者の傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童をお預かりする事業です。

町内では、町立宮平保育所や法人保育園(認可保育園・県)2園で実施します。町は一時預かり事業を行う法人保育園に対して補助金を助成して保育の充実を図ります。

主な経費

宮平保育所運営費 518万円

法人保育園補助金(かねぐすく保育園・みつわ保育園) 470万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

平成30年度 年間利用状況(延べ人数)

(単位:人)

保育所(園)名	一時預かり
宮平保育所	※H30未実施
かねぐすく保育園	
みつわ保育園	
合 計	0

※上記3園は、保育士の採用が出来ず事業が実施出来ませんでした。



▲じゃがいも とったぞ～

認可保育園事業・町単独事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○認可保育園事業・町単独事業

846万円

認可保育園事業・町単独事業は、保育士等へ町独自に給与助成を行うことにより、処遇改善(賃金改善)・保育人材の確保及び離職防止に努め、保育環境の充実を図ります。また、児童・妊産婦及び知的障がい者の福祉に関する事項等を調査検討するため、児童福祉審議会委員等の報酬・報償費、費用弁償等を支出しております。

1. 法人保育園職員への給与補助 778万円

職員1人あたり月1,500円を各法人保育園などに補助しています。

2. その他、児童福祉審議会委員報酬、講師謝礼金など 68万円



▲みんなで楽しいなあ～！



▲お、お、おいそ～

★Pointチェック！

認可保育園（県）：沖縄県が定めた基準（保育室面積・保育士数など）を満たし、県から認可された保育園を認可保育園といいます。（町内には現在14園あります）。

地域型保育事業所：南風原町が定めた設備などの基準を満たし、町から認可された事業所を地域型保育事業所といいます。（町内には事業所内保育施設1箇所、小規模保育施設3箇所あります）。

地域型保育事業・補助

（担当：民生部 こども課 課長：儀間 博嗣）

○地域型保育事業・補助（事業所内保育・小規模保育運営費）

1億5,753万円

地域型保育事業（事業所内保育・小規模保育）は、平成27年度より施行された子ども・子育て支援制度に伴い市町村が設置認可・確認を行い、待機児童の多い0歳児から2歳児を受け入れる施設です。

事業所内保育事業は、事業所の所在地の各市町村が設置認可・確認した事業所内保育所にて、従業員の児童以外に地域の待機児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

小規模保育事業は、南風原町が設置認可・確認した小規模保育事業所にて6人以上19人以下の児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

事業所内保育所・小規模保育事業所の運営は、保護者からの保育料及び国・県・町からの補助を受けて運営しています。

主な経費

事業所内保育所・小規模保育事業所運営費
（内訳）

1億5,753万円

国庫支出金	8,024万円
県支出金	3,582万円
町負担	4,147万円

子ども・子育て支援の充実

【事業所内保育事業所】

- ①よいサマリヤ人保育園(町内)
- ②もこもこ保育園(浦添市)
- ③キティーハウス(西原町)
- ④きらら保育園(八重瀬町)
- ⑤ふたば保育園(豊見城市)
- ⑥さくらの子2号館(豊見城市)



▲ひまわりの種を植えたよ。キレイに咲くかな？

※南風原町の児童が②～⑥など、町外にある事業所内保育事業所に入所した場合には、町から運営費を支払います。

【小規模保育事業所】

- ①めだか保育
- ②くわの実保育園
- ③たいようのおか保育園

保育対策総合支援事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○保育対策総合支援事業

3,300万円

1. 保育体制強化事業 1,296万円

保育体制強化事業は、保育士資格を有しない子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務(遊具等の消毒・清掃、給食・寝具などの準備や片付けなど)に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園)12園(津嘉山、かねぐすく、南風原はなぞの、みつわ、さんご、はえばる、マイフレンズ、ていだ、よなは、ももの木、やまがわ、南風原やまびこ)で実施します。町は保育体制強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/2、県1/4、町1/4となっています。

2. 保育補助者雇上強化事業 1,772万円

保育補助者雇上強化事業は、短時間勤務(週30時間以下)の保育士資格を有しない保育補助者を雇い上げる事により、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、その保育補助者に対して保育士資格の取得を促し、保育人材の確保を行う事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園)6園(かねぐすく、はえばる、マイフレンズ、なのはな、よなは、ももの木)、地域型保育事業所1園(よいサマリヤ人)で実施します。町は保育補助者雇上強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国3/4、県1/8、町1/8となっています。

3. 保育士宿舎借り上げ支援事業 197万円

保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育所等に採用されて5年以内の常勤保育士に対して、宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園)1園(ももの木)、認定こども園1園(開邦幼稚園)で実施します。町は保育士宿舎借り上げ支援事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/2、町1/2となっています。

4. 認可外保育施設衛生・安全対策事業 35万円

認可外保育施設衛生・安全対策事業は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員に対して、定期的な健康診断(労働安全衛生規則第44条)の実施を推進するための費用(上限8千円/1人あたり)の全部又は一部を支援する事業です。

町は認可外保育施設衛生・安全対策事業を行う認可外保育施設に対して補助金を助成し、職員の健康管理の向上と保育施設の衛生管理の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金) 528万円

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)は、あらかじめ年度当初から保育士の配置基準を超えた加配保育士を配置することで、年度途中に発生する0歳児入所児童の受け入れの促進及び円滑化を図り、待機児童を解消する事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園・県)4園(津嘉山、かねぐすく、南風原はなぞの、マイフレンズ)、地域型保育事業所1園(よいサマリヤ人)で実施します。町は待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)を行う法人保育園に対して補助金を助成して0歳児受け入れの充実を図ります。

※ 費用割合は県9/10、町1/10となっています。(加配月数は6ヶ月を限度)



▲今からかずら植えるぞ～

子ども・子育て支援の充実

保育所等整備交付金事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○保育所等整備交付金事業

4億924万円

保育所等整備交付金事業(新設)は、平成30年度～令和元年度の2カ年事業で南風原町子ども・子育て支援事業計画に沿って、喫緊の課題である待機児童の解消に向けて、令和2年度までに90名定員の法人保育園2園(仮称: 第2よなは保育園、仮称: 明星保育園)の施設整備を行う事業です。



- ・平成30年度(1年目分事業費) 3,980万円(令和元年度へ繰越)
(事業内容: 実施設計・設計監理の一部、建設工事の一部着手(基礎工事))
- ・令和元年度(2年目分事業費) 4億924万円
(事業内容: 建設工事、設計監理、備品購入(遊具、事務用品))

※対象経費の6/8を国、1/8を町が補助し、残りの1/8を園が負担します。

利用者支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○利用者支援事業

181万円

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等の個別ニーズを把握し、保育所(園)、幼稚園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報を集約し、保護者等へ提供・相談・利用支援等を行う事業です。

主な経費 子ども・子育て支援嘱託員報酬 181万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲おにはそと～ ふくはうち～!

認可外保育園事業・町単独事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○認可外保育園事業・町単独事業

442万円

認可外保育園に対し、保育の充実、児童の福祉向上を図るために下記のとおり町単独による各種補助を行っています。

1. 認可外保育園運営補助金

342万円

認可外保育園に通う町内園児1人当たり月1,500円の補助を認可外保育園に対して行っています。

2. 認可外保育園傷害保険補助金

15万円

認可外保育園で保育中の園児がケガなどをした場合に対応するため保険をかけており、その保険料の補助を認可外保育園に対して行っています。(1人当たり800円)

3. 認可外保育園歯科健診補助金

15万円

園児の歯科健診を年度中2回実施する内、1回分の補助を認可外保育園に対して行っています。(1人当たり750円)

※あと1回分は県の待機児童対策特別事業補助金を受けて行っています。

4. 町外認可外保育児童助成金

70万円

町外の認可外保育園へ通う町内在住児童の保護者に対して園児1人当たり月1,500円の補助を行っています。

認可外保育園事業・補助事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○認可外保育園事業・補助事業

965万円

1. 南風原町認可外保育事業補助金

891万円

県が示す補助基準額に基づき、認可外保育園の園児の内科健診、歯科健診、給食材料費、賠償保険(保育園で保育中に園児がケガなどをした場合に対応)、調理員検便費の補助を認可外保育園に対して行っています。

※ 負担割合は県9/10、町1/10となっています。

2. 認可外保育園研修事業補助金

74万円

県の研修を受けた認可外保育園に対し、保育材料費の補助を行います。

※ 負担割合は県9/10、1/10を町と園で負担しています。

子ども・子育て支援の充実

ひとり親家庭等認可外利用料補助事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○ひとり親家庭等認可外利用料補助事業

394万円

ひとり親家庭等における認可外保育施設利用料の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図るため、利用料を減免した認可外保育施設に対して、事務費として月額1,500円及び利用料減免額として月額26,000円を上限に補助を行っています。

主な経費

ひとり親家庭等認可外利用料補助事業補助金	394万円
(内訳)	
県支出金 9/10	355万円
町負担 1/10	39万円



母子父子家庭医療費助成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○母子父子家庭医療費助成事業

1,471万円

18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

(但し、所得制限がありますので、医療費の助成を受ける場合は毎年現況届を提出し、受給資格者証の更新が必要です。)

医療費助成の範囲

医療費の自己負担分から、一部負担金を控除した額が対象となります。

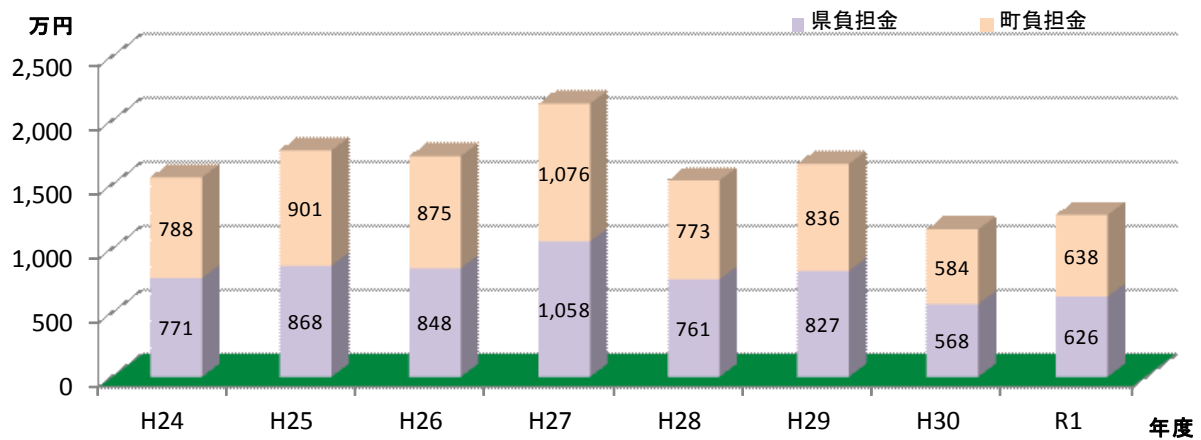
(但し、医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付、他の法律等で負担する分を控除した額となります。)

一部負担金とは…

通院…1ヶ月1保険医療機関につき1,000円

入院…入院時食事療養費の半額

母子父子家庭医療費助成事業年度別当初予算グラフ



※2分の1は県負担金

主な経費

- 受給者証印刷製本費 2万円
- 自動償還に伴う事務手数料 11万円
- 母子父子家庭医療費助成認定期間変更に伴うシステム改修委託料 194万円
- 母子父子家庭医療費助成金 1,264万円
- ※母子父子家庭医療費助成金1,264万円のうち県が626万円を負担しています。

こども医療費助成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○こども医療費助成事業

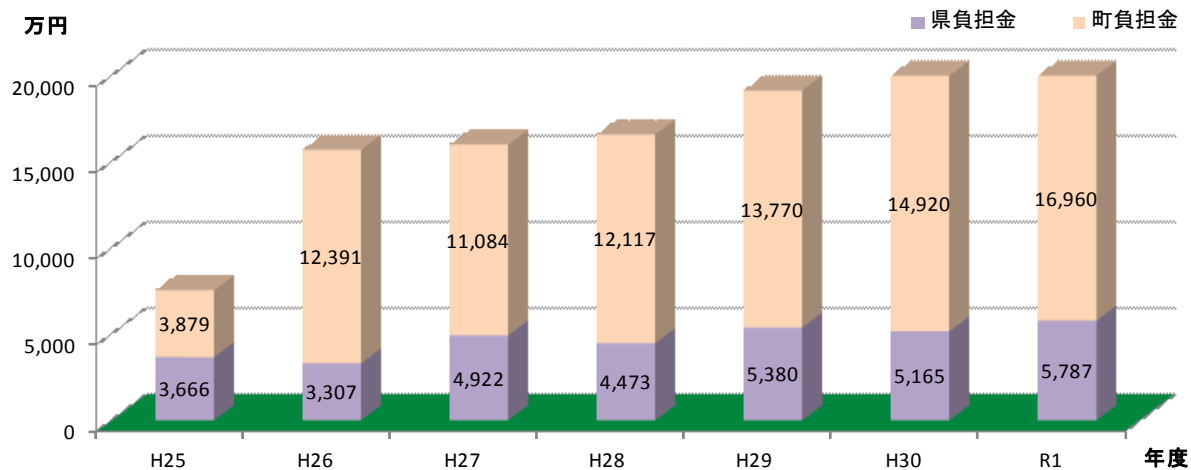
2億2,747万円

こども達の健やかな成長に役立てるために、町に住む中学校卒業までのこどもに対し、医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。平成30年10月1日から、県内で(保険適用分)窓口無料化が開始されました。

助成対象年齢	0歳～中学卒業まで
通院	全額助成
入院	全額助成
入院時食事療養費	半額助成

子ども・子育て支援の充実

こども医療費助成事業年度別当初予算グラフ



主な経費

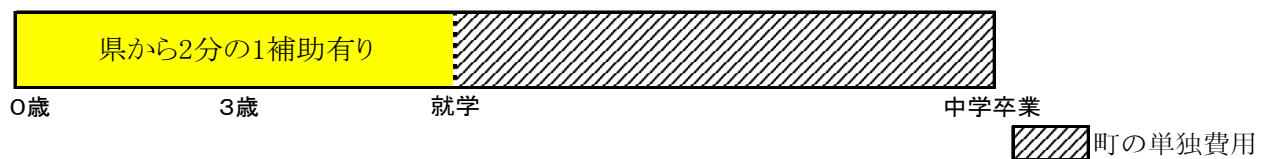
- ・受給資格者証等印刷製本費 2万円
- ・現物給付(窓口無料方式)及び自動償還に伴う事務手数料等 604万円
- ・こども医療費助成金 2億2,141万円

※こども医療費助成金は県が5,787万円を負担しています。

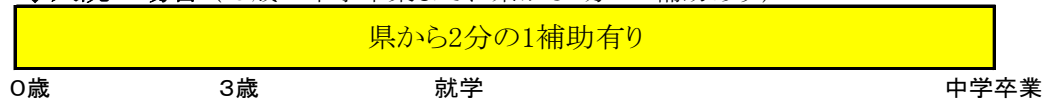
【南風原町におけるこども医療費助成と県補助金について】

◆通院の場合

0歳～就学前までは県から2分の1補助有り。
就学～中学卒業までの医療費については、すべて町の単独費用。



◆入院の場合（0歳～中学卒業まで、県から2分の1補助あり）



子供の貧困緊急対策事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○子供の貧困緊急対策事業

3,295万円

- 平成28年度から内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用しています。
町内に1ヶ所、子供の居場所として「子ども元気ROOM」を設置しています。また、支援を必要とする子どもたちを発見し、その基礎調査を行うと共に「子ども元気ROOM」へ繋いだり、状況を見守る役割を担う「子ども元気支援員」をこども課に2人配置し、子供の孤立(貧困)対策事業に取り組んでいます。

主な経費	子ども元気支援員報酬	362万円
(国庫補助有り)	子ども元気ROOM事業委託料	2,897万円
	車両レンタル費	36万円

病児保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○病児保育事業

678万円

児童が病気の治療中又は回復期にあり、保護者が就労等のため自宅での保育が困難な場合に児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

利用する場合は、事前に役場こども課又はわんぱくクリニックにて登録が必要です。

協力願い

多くの方にご利用いただきたい為、予約された方でお子様の体調が回復して病児保育がなくなった場合は、早めのキャンセルにご協力をお願いします。



病児保育委託費 678万円

実施施設	住所・電話番号
小児科 わんぱくクリニック 「病児保育 わんぱくルーム」	字津嘉山1490番地 メディカルプラザつかざん2F TEL:098-888-1234

はえばる 病児保育

検索



で検索をお願いします！

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

子ども・子育て支援の充実

児童館運営事業・単独

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○児童館運営事業・単独

2,472万円

児童館は18歳未満のすべての子どもなどを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設です。町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があります。

また、児童館の管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員が行います。児童厚生員は、いろいろな研修や県内各地の児童館などと情報交換を行い、よりよい児童館づくりや児童の健全育成を行っています。

1. 各館での行事(子ども教室、クラブ活動等)

①子ども教室

北丘児童館: 防災講話・訓練教室、レザークラフト教室他

兼城児童館: 卓球教室、お茶会教室他

本部児童館: パステルアート教室、革製作教室他

津嘉山児童館: 性教育講座、親子ヨガ教室他

②クラブ活動

北丘児童館: ダンスクラブ、わくわくクラブ他

兼城児童館: わくわくクラブ、チャンバラクラブ他

本部児童館: 琴体験クラブ、フットサルクラブ他

津嘉山児童館: エコクラブ(野鳥観察など)、体作り遊びクラブ他

※そのほかにも、学期終了時のお楽しみ会や地域交流会、季節行事(クリスマス、バレンタイン、ひなまつり等)などの館内行事を毎月行っています。

「本部児童館・ミニ警察展」



2. 4児童館合同行事

4児童館合同で児童館まつり、館外活動などの行事を行っています。

「4館合同行事 芸術鑑賞会の様子」



■主な経費

児童厚生員報酬 1,859万円

光熱水費 65万円

消耗品費 54万円

委託料 234万円

工事請負費 21万円

報償費など 239万円

児童館の連絡先

北丘児童館 889-3883(宮平489-1) 本部児童館 889-5008(本部116)

兼城児童館 889-6114(兼城84) 津嘉山児童館 888-2925(津嘉山663-1)

放課後児童クラブ事業(学童保育事業)・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○学童保育事業・補助

2億1,060万円

1. 学童クラブ補助金 1億6,091万円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。また、障がい児のいる学童クラブへは、専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費として補助金の加算を行っています。

① みやび学童クラブ	761万円	⑫ いこい学童クラブ	776万円
② よなは学童クラブ	784万円	⑬ 翔南学童クラブ	740万円
③ よなは第2学童クラブ	784万円	⑭ みつわ学童クラブ	767万円
④ 北丘学童クラブ	776万円	⑮ 学童クラブわんぱく家	773万円
⑤ 第2北丘学童クラブ	773万円	⑯ 学童クラブうーまく家	775万円
⑥ 学童クラブVIーVA	643万円	⑰ 竹の子学童クラブ	775万円
⑦ こもれび学童	767万円	⑱ 第二竹の子学童クラブ	787万円
⑧ こがね森学童クラブ	747万円	⑲ 津嘉山学童クラブ	803万円
⑨ 第二こがね森学童クラブ	752万円	⑳ 津嘉山うむさ学童クラブ	788万円
⑩ キッズクラブカナカナ	776万円	● 新規児童クラブ	794万円
⑪ ドルチェ学童クラブ	750万円		

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

2. 学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金

3,307万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、支援員の処遇改善に必要な費用を補助します。

補助対象 21学童クラブ(全学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

キッズクラブカナカナ(消防署見学) ↓



3. 学童クラブ送迎支援事業補助金 135万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、児童の安全・安心を確保するために実施している、車両送迎に必要な燃料費を補助します。

補助対象 3学童クラブ(よなは学童、よなは第2学童、キッズクラブカナカナ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

子ども・子育て支援の充実

4. 学童クラブ運営支援事業補助金(家賃補助)

488万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施するために、民家やアパート等を借用して平成27年度以降に新たに開所した学童クラブについて、その賃借料を補助します。

(一ヶ月賃借料半額、もしくは50,000円を上限額)

補助対象 9学童クラブ

(よなは第2、第2北丘、こもれび、第二竹の子、みつわ、うーまく家、いこい、津嘉山うむさ、新規学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

こがね森学童クラブ(魚釣り) ↓



5. 学童クラブ環境改善事業補助金 600万円

既存施設の改修や設備の整備を実施し、学童クラブの環境改善を図ります。

補助対象 2学童クラブ(キッズクラブカナカナ、第二竹の子学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

6. 学童クラブ障害児受入強化推進事業 359万円

3人以上の障害児を受け入れいる場合に、障害児の受け入れに必要な専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費を補助します。

補助対象 2学童クラブ(こもれび学童、ドルチェ学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

7. 学童クラブ支援員等資質向上研修事業 80万円

学童クラブの職員が子ども達を見守るために必要な知識や技術の習得、課題や事例を共有するための研修を八重瀬町・与那原町とともに広域で行うことにより、職員の資質の向上を図ります。

研修コース: 共通、初任、中堅・主任、障がい児担当研修(4コース)

研修内容: 児童クラブ環境整備、学童保育の目的と役割、安全対策等(17コマ)

放課後児童の居場所づくり支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○放課後児童の居場所づくり支援事業

1,007万円

沖縄振興特別推進交付金を活用し、民家やアパート等を借用して、平成26年度以前から運営を行っている学童クラブに対して一ヶ月50,000円を上限とする家賃補助や、学童クラブが、生活保護世帯及びひとり親家庭等に対し学童保育料を減免した金額の補助(利用児童一人につき保育料の半額(5,000円を上限)を補助)を行う事で、子育て環境の整備、学童クラブ運営の安定化を図っています。

1. 学童クラブ家賃補助金 461万円

※補助対象 9学童クラブ

よなは学童クラブ、北丘学童クラブ、
こがね森学童クラブ、第二こがね森学童クラブ
キッズクラブカナカナ、ドルチェ学童クラブ
翔南学童クラブ、学童クラブわんぱく家
津嘉山学童クラブ

いこい学童クラブ(ハッピーハロウィン) ↓



2. 学童クラブ保育料減免補助金 546万円

※補助対象 21学童クラブ(全学童クラブ)
学童保育料の半額(上限5,000円)の補助
5,000円×91人(各クラブ4名減免)

ファミリーサポートセンター事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○ファミリーサポートセンター事業

425万円

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いができる人(サポート会員)が会員登録し、有償でお互い地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動を行う事業です。平成22年度より町社会福祉協議会へ業務委託がスタートし、会員の登録、講習会等の実施、サービスの実施など相互援助活動がスムーズに行われるよう様々なサポートを行うとともに、安心して子育てができるよう仲介・調整を行い、子育て世代の福祉の向上を図っています。

【主な援助の内容】

- ①保育施設等の保育開始時間前や保育終了後の子どもを預かること
- ②保育施設等までの子どもの送迎を行うこと

子ども・子育て支援の充実

- ③学童保育終了後に子どもを預かること
- ④こどもが軽度の病気の時に預かること
- ⑤冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かること
- ⑥保護者の病気の時、急用があるときに預かること

主な経費 ファミリーサポートセンター事業委託料 425万円

(内訳) アドバイザー報酬等 354万円 消耗品等事務費 71万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

★ファミリーサポートセンターについてのお問い合わせ 889-3213(町社会福祉協議会)



で検索をお願いします！

地域子育て支援拠点事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○地域子育て支援拠点事業

1,891万円

地域子育て支援拠点事業は、町の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援や地域の保育需要に応じた保育事業などの実施、町の保育についての情報を提供したり、家庭内保育を行っている人への支援を行います。町内では、町立宮平保育所(ふくぎの家)や法人保育園(認可保育園・県)2園で行っています。町は、地域子育て支援拠点事業を行う法人保育園に対して補助金を助成し、保育の充実を図ります。

主な経費 宮平保育所臨時職員賃金及びその他の経費

301万円

認可保育園地域子育て支援拠点事業補助金

1,590万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

★宮平保育所(ふくぎの家) TEL 889-3213



で検索をお願いします！

★津嘉山保育園(たんぽぽ広場) TEL 889-1336



で検索をお願いします！

★かねぐすく保育園(がじゅまる広場) TEL 889-4378



で検索をお願いします！

子ども・子育て支援の充実

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○児童手当事業

9億4,702万円

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、以下の金額を支給する制度です。

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※所得が限度額を上回っている場合は特例給付(児童1人当たり一律5,000円)を支給します。

費用負担内訳

	国庫負担金	県負担金	町負担金
割合	70%	15%	15%
金額	66,552万円	14,034万円	14,034万円

○児童扶養手当事業

父母の離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)が育成される家庭(ひとり親家庭など)に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童が1人の場合	42,910円	42,900円 ~ 10,120円
児童2人目の加算額	10,140円	10,130円 ~ 5,070円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,080円	6,070円 ~ 3,040円

※手当額は、所得等に応じて減額・支給停止になります。

児童扶養手当 認定世帯数(各年8月現在)

区分	死 別	離 別	未婚の母	障害(父)	重 複	遺 棄	拘 禁	計
平成29年	7	468	59	7	19	1	0	561
平成30年	5	482	58	7	19	1	0	572

子ども・子育て支援の充実

○特別児童扶養手当事業

身体や精神に障害がある20歳未満の児童が育成される家庭に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

1級の児童1人(月額)	2級の児童1人(月額)
51,700円	34,430円

※手当は、所得等に応じて支給停止になります。

特別児童扶養手当 認定受給者数(各年8月現在)

区分	知的障害	内部障害	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	重複	計
平成29年	195	21	26			5	247
平成30年	211	18	25			5	259

認定こども園事業・補助

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認定こども園事業・補助

8,375万円

認定こども園は、教育を必要とする満3歳から小学校就学前の児童(1号認定児童)と保護者が就労、病気や出産などを理由に保育を必要とする小学校就学前の児童(2号・3号認定児童※)を受入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを持った施設です。南風原町内にはこれまで認定こども園はありませんでしたが、令和元年度より開邦幼稚園が私立幼稚園から認定こども園へ移行します。

認定こども園の運営は、保護者からの保育料及び国・県・町からの補助を受けて運営しています。

※南風原町内の認定こども園では3号認定(0歳児から2歳児)の受入れは行っておりません。

主な経費

施設型給付費(認定こども園運営費)

8,375万円

(内訳)

国庫支出金 3,392万円

県支出金 2,371万円

町負担 2,612万円



正規雇用化促進事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

554万円

○正規雇用化促進事業

正規雇用化促進事業は、保育士の正規雇用化を図る認可保育園等を支援することにより、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保する事業です。町内では、法人保育園(認可保育園・県)9園(津嘉山、かねぐすく、南風原はなぞの、さんご、はえばる、マイフレンズ、なのはな、ももの木、やまがわ)、地域型保育事業所1園(よいサマリヤ人)、認定こども園1園(開邦幼稚園)で実施します。町は正規雇用化促進事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県9／10、町1／10となっています。



▲ひのようじん～！

障がい者(児)・高齢者支援の充実

包括的支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○包括的支援事業

2, 825万円

1. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援等を行う高齢者の総合的な相談支援の拠点です。

- 具体的には
- ① 高齢者に関する介護・保健・福祉・医療等の総合相談。
 - ② 高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、困難事例の対応等権利擁護に関する支援。
 - ③ 要支援1, 2と認定された方・基本チェックリスト該当者のケアプラン作成。
 - ④ 関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援。
 - ⑤ 地域ケア会議の開催

主な経費

地域包括支援センター運営費	1, 873万円
包括支援センターシステムに係る経費等	270万円
地域ケア会議講師謝礼金	37万円



2. 在宅介護支援センター運営事業(地域型)

在宅介護支援センターは、高齢者が住みなれた町で安心して暮らしていけるように、自宅に居ながら、介護・保健・福祉の相談などを行う身近な相談窓口です。

各種の福祉サービスが利用できるように、地域包括支援センターと連携をとりながら「介護の予防」と「生活の支援」に重点を置いて支援を行います。

- 具体的には
- ① 自宅での介護に関する相談を行います。
 - ② 介護サービスを受ける為の利用手続きをお手伝いします。
 - ③ 保健・福祉・介護サービス等の紹介をします。
 - ④ 介護保険に該当しない方々への生活支援サービスを紹介します。
 - ⑤ 高齢者の生活状況を把握し課題の早期発見・解決の支援を行います。

主な経費

在宅介護支援センター運営事業委託料 (町社会福祉協議会へ委託)	641万円
------------------------------------	-------

3. 地域包括ケア推進協議会

地域包括支援センターの適切な運営に関する事項等や福祉事業の円滑な推進のため推進協議会を設置しています。

主な経費	地域包括ケア推進委員謝礼金	4万円
------	---------------	-----

障がい者（児）・高齢者支援の充実

生活支援体制整備事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 美恵子）

○生活支援体制整備事業

615万円

生活支援サービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を行い、多様な地域資源を活用しながら高齢者の生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制作りを推進することを目的とします。

1. 生活支援コーディネーターの配置（町社会福祉協議会に委託）

生活支援コーディネーターは、民間企業やボランティア、自治会、社会福祉協議会等、地域の多様な提供主体による多様な取組みのコーディネート機能を担い、地域での一体的な活動を推進します。具体的に以下の業務を行います。

①資源開発

- ・地域に不足する生活支援サービス、支援の創出
- ・サービスや生活支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等

②ネットワーク構築・関係者間の情報共有

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携体制づくり等

③ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

2. 協議体の設置

生活支援コーディネーターと協力しながら、多様な生活支援サービスの提供主体等と定期的な情報共有及び連携・協働による新たな生活支援サービスの創出を行うネットワークの場として「協議体」を設置します。

主な経費 生活支援コーディネーター委託料等 615万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

家族介護支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○家族介護支援事業

685万円

1. 家族介護者等支援事業 40万円

①家族介護者交流事業(元気回復事業)

介護が必要とされる高齢者や認知症の高齢者等を自宅で介護している家族の方々が、介護者どうしの交流や情報交換、レクリエーションを通して日頃の介護疲れを軽減し、心身のリフレッシュを図れるよう支援します。

実施内容 : 新年会、ピクニック、宿泊研修等の交流事業

対象者 : 高齢者等を在宅で介護している家族



▲介護者交流会のようす

②家族介護教室

自宅で家族を介護している方等が、介護の方法や認知症の方への対応、保健福祉制度などについて学び、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

実施内容 : 認知症高齢者の理解について、排泄ケア(オムツの正しい使い方)、在宅での看取りについて等

対象者 : 高齢者等を介護している家族及び地域の支援者等

主な経費 家族介護者等支援事業委託料 40万円

ご相談はこちらまで 南風原町社会福祉協議会

場 所 総合保健福祉防災センター「ちむぐくる館」内

電話番号 889-3213 ※ お気軽にご相談ください。



▲介護教室のようす

2. 老人福祉医療助成金支給事業 563万円

自宅（入院含む）で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者に対し、健康保険などの保険外負担となっているおむつ代の助成をします。

主な経費 老人福祉医療助成金 563万円

対 象 者：次の要件全てに該当する方が支給対象となります。

- ①65歳以上で、おむつ使用が6ヶ月以上継続している方。
- ②介護保険施設に入所していない方。
- ③南風原町に住民登録してから6ヶ月以上になる方。
- ④生活保護等の他の制度でおむつ代の補填等を受けていない方。

支給額 月額2,500円

3. 介護用品支給事業 73万円

自宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減し要介護者の家庭生活の継続と向上を図るため介護用品を支給します。（介護保険第2号被保険者で特定疾病に該当する者を含みます）

主な経費 介護用品消耗品費 73万円

対 象 者：本町に住所が有り要介護4又は5に相当し、町民税非課税世帯で自宅に住む高齢者などを介護している家族。（入院中は給付を受けることができません）

給付の方法：町に申請して給付券を受取り、町が指定した薬局で給付券を提示し必要な用品と交換します。

給 付 額：1人あたり年額10万円

用品の種類：紙おむつ、尿とりパット、消臭剤等

4. 南風原町介護者の会（にじの会）補助金 9万円

にじの会は、在宅で家族を介護している方等が会員となって組織する当事者団体です。

会員相互の交流をはじめ、介護に関する情報交換及び福祉制度・サービスに関する学習会等をとらして介護者の心身リフレッシュや介護負担の軽減を図ることで「よりよい介護」を目指した様々な事業・活動を実施しています。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

在宅医療・介護連携推進事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

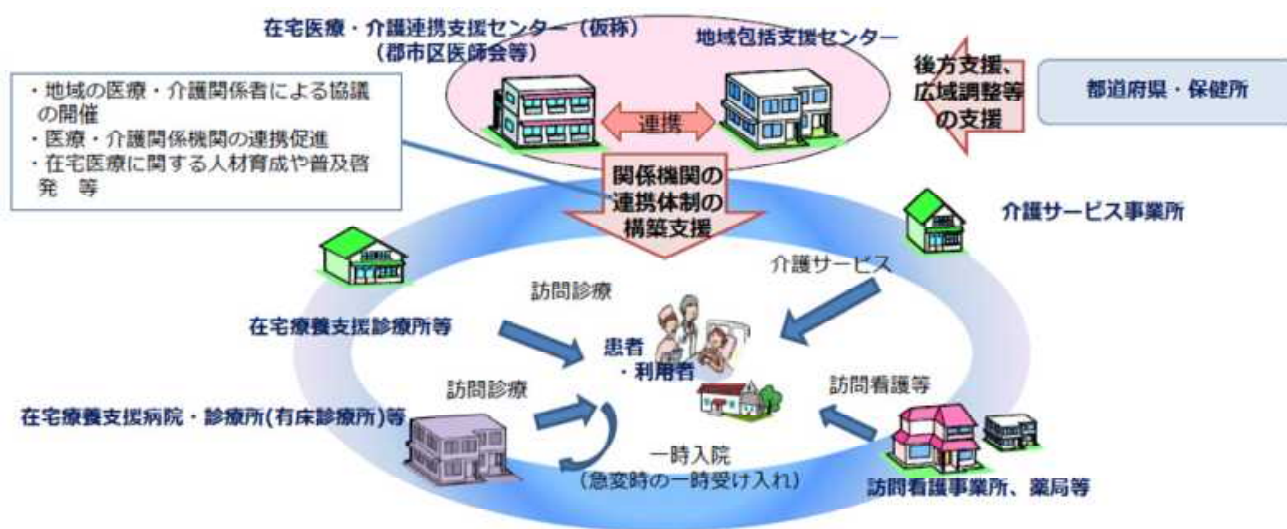
○在宅医療・介護連携推進事業

189万円

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、関係機関が連携し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。本事業は下記の(ア)～(ク)の8つの取組からなります。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

主な経費 在宅医療・介護連携推進事業委託料 189万円



高齢者地域支援体制整備・評価事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 美恵子）

○高齢者地域支援体制整備・評価事業

475万円

1. 軽度生活援助事業 117万円

この事業は、日常生活をしていくことに支障がある高齢者世帯に対して、家事をするホームヘルパー（お手伝い）を派遣し、高齢者の健康の維持や生活の安定を目的とします。65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方が対象です。費用は1時間当たり120円で利用できます。

主な経費 軽度生活援助事業委託料 117万円
サービスの内容

- ①食事の準備、片付け
- ②ふとんなどの日干しや衣類の洗濯、出し入れ
- ③家の中の掃除
- ④買い物支援



2. ふれあいコールサービス事業 41万円

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ定期的に電話をかける事で、健康状態の確認や心のふれあいを図ります。週3回利用することができ個人負担はありません。

主な経費 ふれあいコールサービス事業委託料 41万円

3. 高齢者日常生活用具給付事業等 36万円

この事業は、日常生活用具を必要とする高齢者に、給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り、自立支援や介護予防を促進することを目的とした事業です。対象者は、介護保険サービス対象となっていない方で特に必要性がある方となります。

主な経費 日常生活用具給付費 35万円
福祉電話設置費 1万円

○給付及び貸与できる用具

歩行支援用具（手すり、スロープ等）、腰掛便座（ポータブルトイレ等）、入浴補助用具（シャワー用椅子等）、電磁調理器、火災警報機、自動消火器、福祉電話などがあります。

（福祉電話は所得の低い1人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。基本料金・通話料は本人負担となります。）

※1割負担で購入できますが、所得に応じた負担や支給額には限度があります。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

4. 外出支援サービス事業 281万円

- ① 町に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、リフト付きワゴン車で自宅と医療機関等の送迎を行います。

利 用 料 : 無料

利用時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日・年末年始は休み)

利用範囲 : 町内及び隣接する市町村

- ② 高齢者の方で歩行に不安があるために、自分で「一般高齢介護予防通所事業」の提供場所(地域公民館・集会所)まで歩くことが困難で、家族などの援助が困難な方の送迎を行います。(利用料は無料です)

主な経費

外出支援サービス事業委託料 281万円
(町社会福祉協議会へ委託)



重度心身障がい者(児)医療費助成事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 美恵子)

○重度心身障がい者(児)医療費助成事業

5,939万円

心身に重度の障害のある方の医療費の自己負担額分(保険適用外診療や高額療養費、付加給付は除く)に対し、助成を行います。

【医療費助成対象者】

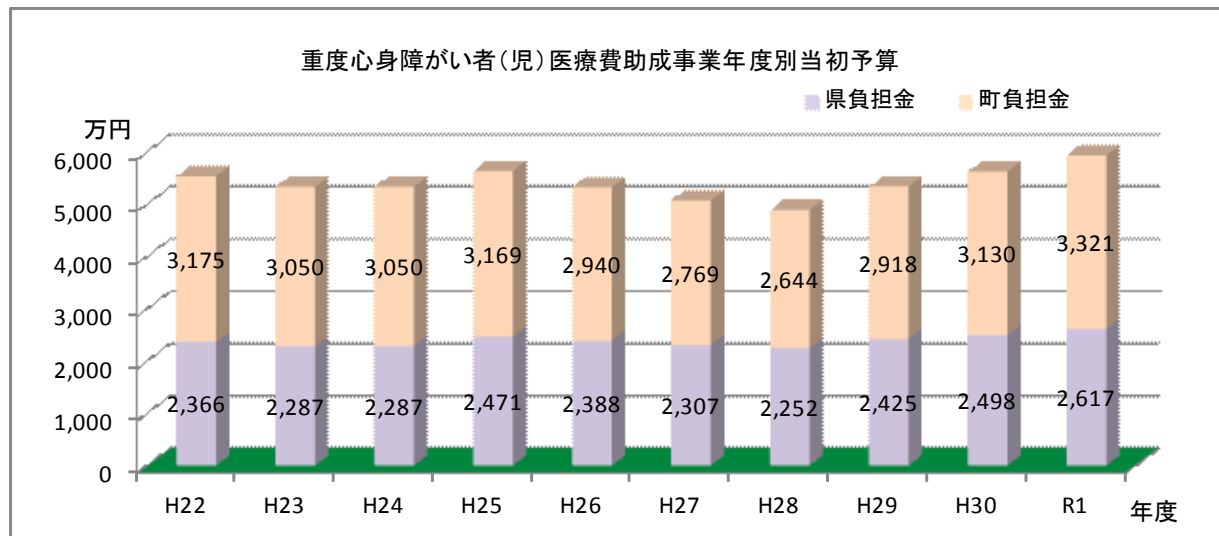
医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の支給を受けている方
5. 療育手帳B1かつ障害年金1級を受給している方

※受給には資格認定申請が必要です。また所得による制限があります。

※入院時の食事療養費は2分の1の助成となります。

障がい者（児）・高齢者支援の充実



自立支援医療費事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○自立支援医療費事業

7,930万円

①更正医療給付事業 6,857万円

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療（医療に要する費用）が必要とされた場合に、更生医療費の給付（支給）を行ないます。

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。

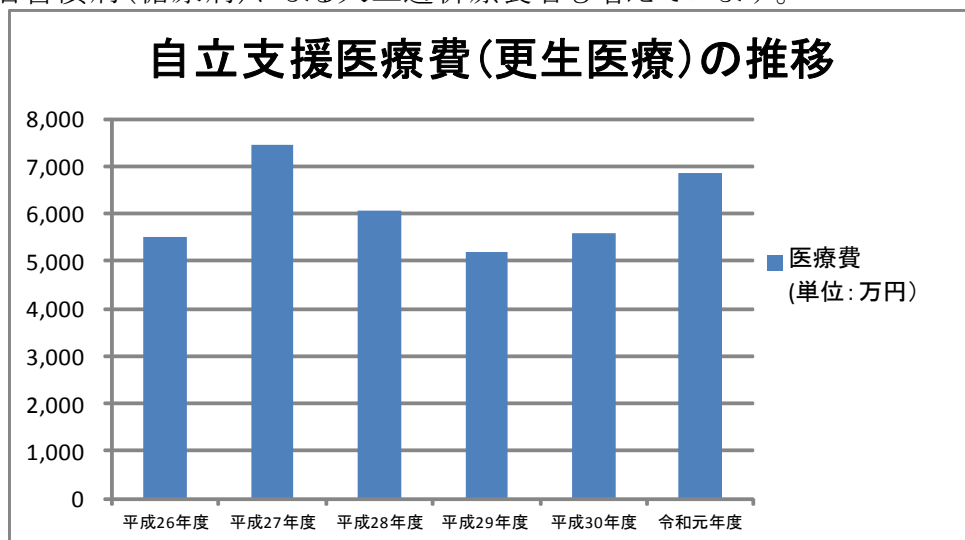
※公費負担の内容

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術（ペースメーカー埋込み手術等）

人工透析療法、じん移植手術抗HIV療法、肝臓移植術（抗免疫療法を含む）など

※人工透析の1人当たりの年間の医療費は約500万円です。

※近年は生活習慣病（糖尿病）による人工透析療養者も増えています。



障がい者(児)・高齢者支援の充実

②育成医療給付事業 361万円

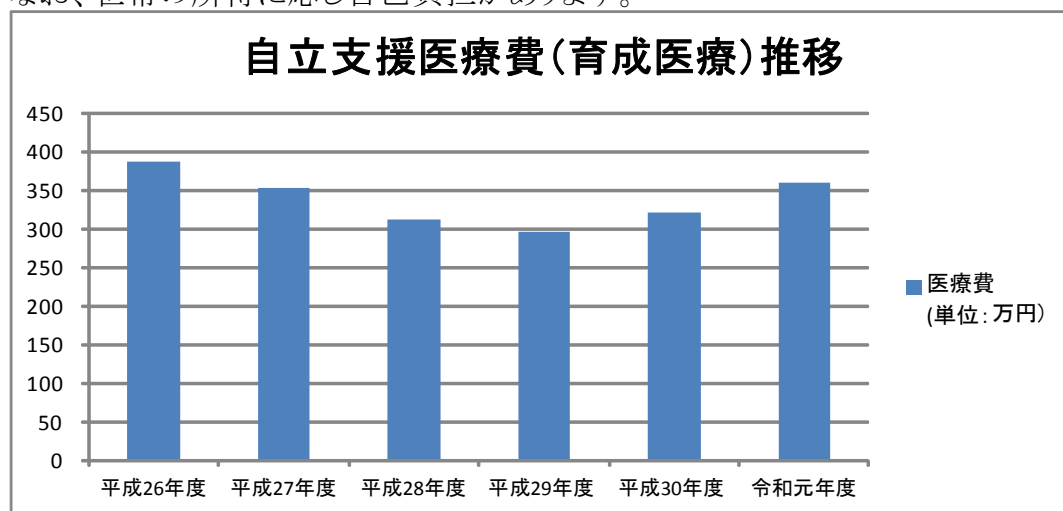
医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

対象となる障がいと標準的な治療の例

- ・股関節脱臼・耳奇形・口蓋裂等⇒形成術
- ・唇顎口蓋裂の手術以外に歯科矯正が必要な場合
- ・心臓手術、人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸機能障害⇒中心静脈栄養法
- ・HIVによる免疫機能障害の抗HIV療法、免疫調節療法等
- ・その他の先天性内臓障害等の外科手術等

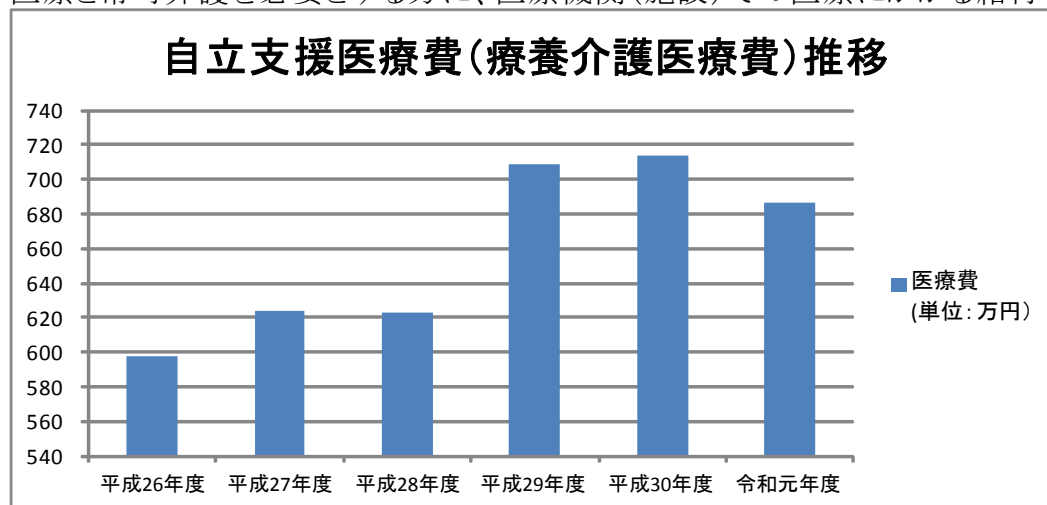


なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。



③療養介護医療給付事業 687万円

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関(施設)での医療にかかる給付を行う事業です。



④自立支援医療費審査事務手数料 25万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

市町村地域生活支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○市町村地域生活支援事業

4,932万円

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的、効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施しています。

1. 意思疎通支援事業 【384万円】

①手話通訳設置事業 (215万円)

意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者を支援することを目的に手話通訳者を配置し庁舎内での手話通訳支援を行っています。

(主な経費) 手話通訳士嘱託員報酬 213万円
頸肩腕症検診料 2万円

②手話・要約筆記奉仕員派遣事業 (117万円)

聴覚障がい者の要望に応じて、通院や学校行事(三者面談、家庭訪問など)、会議や講演会などへの手話・要約筆記奉仕員の派遣(斡旋)をします。また、時間外及び休日の緊急時の派遣は、沖縄県身体障害者福祉協会に委託しています。

(主な経費) 手話・要約筆記奉仕員派遣報償費 80万円
時間外緊急コミュニケーション支援事業委託料 36万円
保険料 1万円

③手話奉仕員養成講座 (52万円)

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習すると共に、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座です。

平成29年度は入門から応用までの課程を南城市との共同開催で実施します。



2. 相談支援事業 【1,179万円】

①障害者支援相談事業委託料 (938万円)

地域の障がい者の福祉に関するいろいろな問題について障がい児(者)本人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため支援相談員を配置します。町社協へ委託して事業を実施します。



障がい者(児)・高齢者支援の充実

②基幹相談支援センター設置事業 (241万円)

町社協に委託する障害者支援相談事業における支援相談員への困難事例の指導助言・人材育成、権利擁護及び虐待防止体制の支援等を行うため基幹相談支援員を配置します。また、町社協、地域包括支援センター、児童福祉等相談員(こども課)及び各機関と連携し総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

3. 発達障がい児支援事業 【518万円】

親子通園事業施設「ゆうな園」において、発達が気になる子や自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠落多動性障がい(ADHD)等の発達障がいのある子が親子で通園し、強いこだわりや苦手な対人関係を、小集団での保育や個別支援を体験することで、徐々に集団活動ができるようになり、障がい児保育、幼稚園へ繋げることを目的に活動します。また、町内保育園や1歳6ヵ月児健診や3歳児健診にて、行動観察や助言を行い子どもの発達に関する支援を行います。

(主な経費) 発達支援心理士報酬 (210万円)
保育士賃金 (254万円)
発達支援強化謝礼金
《言語聴覚士・作業療法士・音楽療法》(38万円)
消耗品費・修繕費・通信運搬費・保険料等(16万円)



▲ゆうな園での活動風景

4. 南風原町障がい者自立支援協議会謝礼金 【27万円】

地域の相談支援をはじめとする、地域の障がい福祉に関する協議をします。

※障がい者の自立した地域生活を支援するための方策や、処遇困難な障がい者への支援の方策等を協議します。また、下部組織としてワーキングチームを設置し協議会に必要な基礎資料の収集や、町の障がい者相談員の事案解決に向けての助言を行います。

5. 日常生活用具給付等事業 【943万円】

重度障がい者に対して日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付をします。

(主な用具) ストマ、紙おむつ、吸引・吸入器、血圧計、視覚障がい者用体温計、聴覚障がい者用情報通信機器(FAX)等



▲シルウォッチ

6. 移動支援事業 【508万円】

屋外の移動に困難がある障がい者・障がい児の地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出支援を行う事業です。

(主な経費) 移動支援事業費 (506万円)
地域生活支援事業支払委託料 (2万円)

障がい者（児）・高齢者支援の充実

7. 地域活動支援センター機能強化事業 【450万円】

地域で生活する障がい者が、憩いと利用者間の交流の場として利用する場所で地域の方との交流会などがあります。また、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など便宜を図り機能訓練・社会適応訓練の活性化を目的とする事業です。

対象施設は、てるしのワークセンターです。

8. 福祉機器リサイクル事業委託料 【16万円】

不用になった福祉機器を譲り受け修理し、必要とする方へ貸し出しを行っています。町社協へ委託して事業を実施します。

（対象用具） ・特殊ベッド《介護ベッド》 ・シャワーチェアー ・車椅子等

9. その他事業 【383万円】

①日中一時支援事業 （233万円）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的とする事業です。また、人工呼吸器を装着するなどの重度の障がい児を対象とした、医療型日中一時支援事業も行っています。

②社会参加促進事業 （94万円）

イ. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字での訳、声での訳などの方法を使って、町の広報や障がい者が地域生活をする上で、必要度の高い情報などを定期的に提供します。

（主な経費） 点字・声の広報等発行事業委託料 54万円



▲録音風景

ロ. レクリエーション活動支援事業

障がい者本人の活動やその家族、関係団体が行う活動に対する情報提供などの支援を行います。

（主な経費） 地域交流サークル活動費 20万円

ハ. 自動車運転免許取得・改造助成金 20万円

③障がい者虐待防止に係る経費 （56万円）

（主な経費） 障がい者虐待防止等ワーキング会謝礼金 14万円

障がい者虐待緊急一時保護委託料 41万円

医師意見書作成手数料 1万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

10. 障害程度区分認定調査等事業 【469万円】

障がい者の介護の必要度を認定するための調査を行います。区分の認定には障害程度区分認定審査会の審査を必要としますので、1カ月程度の期間を要します。

(主な経費) 区分認定調査員報酬(2名) 432万円
主治医意見書作成手数料 37万円

11. 成年後見制度利用支援事業費 【55万円】

障がい等により、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

介護給付・訓練等給付事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○介護給付・訓練等給付事業

10億5,245万円

心身に障がいや難病等がある方に、障がいの程度や介護の必要度、また身の周りの状況等によって、生活を支えるための様々な障害福祉サービス等を提供します。

障害福祉サービスは、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)、施設入所支援等の介護給付費と就労移行(継続)支援や自立訓練等の訓練等給付費に分けられ、その種類と内容は次のとおりです。

1. 障害者自立支援給付費 (障害福祉サービス) 【7億4,535万円】

①居宅介護 (3,634万円)

障がいのある方で、日常生活に対する支援が必要な方に対して入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助を訪問介護員(ホームヘルパー)が行います。

②重度訪問介護 (101万円)

重度の障がいや常に関護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の異動の補助をします。

③同行援護 (1,590万円)

視覚障がいの為、移動に著しい困難を有する障がい者と同行し、余暇活動等の外出時に移動に必要な情報の提供をすると共に、排せつ、食事等の必要な支援を行います。



障がい者（児）・高齢者支援の充実

④行動援護（142万円）

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護排せつ等の必要な援助を行います。

⑤療養介護（2,568万円）

医療機関（施設）において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等必要な医療を要する方に健康の維持及び療育支援を行います。

⑥生活介護（2億4,968万円）

常時介護を必要とする障がい者で、主として昼間、支援施設等において入浴、排せつ、食事等の日中介護を行い、創作活動又は、生産活動の機会を提供します。

⑦短期入所（1,184万円）

介護を行う家族等が、疾病等の理由により、一時的に介護が出来なくなった場合等に障がい者（児）を施設で預かり、必要な支援を行います。

⑧施設入所支援（9,500万円）

施設に入所している障がい者等に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

⑨自立訓練《生活訓練》（707万円）

食事や家事等の日常生活向上のための支援や相談を行い、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の安定を図ると共に障がい者等の生活の安定を図ります。

⑩自立訓練《機能訓練》（164万円）

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

⑪就労移行支援（2,351万円）

就労を希望する障がい者等に対して、一定期間にわたり職業訓練等を通じて、一般就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行います。

⑫就労継続支援《A型・B型》（2億2,922万円）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等において施設へ通所することによって就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行います。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

⑬共同生活援助（3,601万円）

障がい等を持った方が、生活援助体制を備えたアパート等において共同生活による自立した生活が送れるよう支援します。

⑭計画相談支援給付（1,093万円）

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援するために作成するサービス等利用計画やモニタリング報告書を基に町は利用者の意向に沿った福祉サービスを決定し支援します。

⑮高額障害福祉サービス費（10万円）

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

2. 障害児通所給付費【2億9,425万円】

①児童発達支援（6,978万円）

療育が必要な未就学児に対して、個別に集団療育を行い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、個々の特性にあった支援を行います。

②放課後等デイサービス（2億1,441万円）

療育が必要な就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

③保育所等訪問支援（294万円）

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等の支援者に対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

④障害児相談支援給付（702万円）

障害児通所支援の支給決定を受けた方に対して、指定障害児相談支援事業所が福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援する障害児支援利用計画やモニタリング報告書を作成します。

町は障害児支援利用計画を基に利用者の意向に沿った福祉サービスを支給決定します。

⑤高額障害児通所給付費（10万円）

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

3. 補装具給付費 【1,123万円】

身体に障がいのある方(児童含む)が日常での生活を向上させるために失われた身体の機能を補うための福祉用具の給付や修理を行います。障がいの内容や程度に応じて、補装具の支給、修理を行います。本人の体に合うよう、オーダーメイドが可能な補装具もあります。

【補装具の例】 義手、義足、義眼、車いす、電動車いす、座位保持装置、補聴器、盲人安全杖、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等



4. 委託料 【162万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の支払いに係る審査事務等に要する処理委託料です。

敬老会事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○敬老会事業

112万円

町内に在住する70歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。敬老会では琉球舞踊や演劇、民謡の演奏などの余興で長寿を祝っています。

主な経費

敬老会飲食代等 96万円 敬老会余興謝礼金 16万円



▲ 約580人の方が参加した敬老会のようす



▲ 観客も夢中になった余興

障がい者(児)・高齢者支援の充実

高齢者祝金支給事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○高齢者祝金支給事業

388万円

高齢者の長寿を祝い、長年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し祝金や記念品を支給します。トーカチ(88歳)の方に1万円の祝金と1万5千円相当の記念品、カジマヤー(97歳)の方に2万円の祝金、新百歳になられた方に3万円の祝金を贈呈します。

主な経費	高齢者祝金等	206万円
	高齢者慶祝記念品代等	182万円



家族みんなでカジマヤーのお祝い